半期報告書

自 平成18年4月1日 (第122期中)

至 平成18年9月30日

株式会社 群馬銀行

半期報告書

- 1 本書は半期報告書を証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査 報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 群馬銀行

		頁
第122期中	半期報告書	
【表紙】		
第一部	【企業情報】	
第1	【企業の概況】	
1	1 【主要な経営指標等の推移】	
2	2 【事業の内容】	
3	3 【関係会社の状況】	
4	4 【従業員の状況】	
第2	【事業の状況】 6	
1	1 【業績等の概要】	
2	2 【生産、受注及び販売の状況】26	
3	3 【対処すべき課題】26	
4	4 【経営上の重要な契約等】27	
5	5 【研究開発活動】27	
第3	【設備の状況】28	
1	1 【主要な設備の状況】28	
2	2 【設備の新設、除却等の計画】28	
第4	【提出会社の状況】29	
1	1 【株式等の状況】29	
2	2 【株価の推移】32	
3	3 【役員の状況】32	
第 5	【経理の状況】33	
1	1 【中間連結財務諸表等】34	
2	2 【中間財務諸表等】79	
第6	【提出会社の参考情報】 103	
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	
中間監査幸	報告書 ··················	

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出日】 平成18年12月18日

【中間会計期間】 第122期中(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

【会社名】 株式会社 群馬銀行

【英訳名】 The Gunma Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役頭取 四 方 浩

【本店の所在の場所】 群馬県前橋市元総社町194番地

【電話番号】 前橋(027)252-1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役総合企画部長 田 村 正 明

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目3番21号

株式会社群馬銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)3271-1801(代表)

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 朝 倉 雅 彦

【縦覧に供する場所】 株式会社群馬銀行 東京支店

(東京都中央区日本橋二丁目3番21号)

株式会社群馬銀行 大宮支店

(埼玉県さいたま市大宮区大門町2丁目47番地1)

株式会社群馬銀行 宇都宮支店

(栃木県宇都宮市大通り2丁目2番1号)

株式会社群馬銀行 大阪支店

(大阪府大阪市中央区備後町四丁目1番3号)

株式会社 東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 宇都宮支店及び大阪支店は、証券取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のため半期報告書を縦覧に供するものであります。

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成16年度 中間連結 会計期間 (自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日)	平成17年度 中間連結 会計期間 (自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	平成18年度 中間連結 会計期間 (自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	平成16年度 (自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日)	平成17年度 (自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)
連結経常収益	百万円	73, 021	70, 336	79, 972	141, 034	141, 659
うち連結信託報酬	百万円	_	_	_	0	0
連結経常利益	百万円	5, 484	13, 546	15, 173	9, 933	35, 291
連結中間純利益	百万円	3, 234	7, 063	4, 987	_	_
連結当期純利益	百万円	_	_	_	5, 227	15, 997
連結純資産額	百万円	308, 505	342, 882	372, 703	316, 271	376, 870
連結総資産額	百万円	5, 750, 504	5, 900, 320	5, 824, 001	5, 822, 175	5, 876, 864
1株当たり純資産額	円	611. 22	688. 27	741. 34	637. 26	756. 61
1株当たり中間純利益	円	6. 41	14. 23	10.01	_	_
1株当たり当期純利益	円	_	_	_	10. 37	32. 08
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益	円	_	_		_	
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益	円	_	_	_	_	_
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	11. 75	11. 78	11. 46	11. 45	11.50
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	65, 894	16, 734	△61, 117	127, 321	49, 705
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△53, 564	△35, 208	67, 863	△105, 804	△62, 675
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△8, 291	△7, 111	△1, 693	△13, 436	△33, 921
現金及び現金同等物の中間期末残高	百万円	116, 753	95, 182	79, 038	_	_
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	_	_	_	120, 615	74, 051
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	3, 210 [658]	3, 193 [698]	3, 232 [718]	3, 111 [669]	3, 111 [708]
信託財産額	百万円	60	42	27	51	41

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
 - 3 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
 - 4 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指 針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出し ております。
 - 5 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき算出しております。なお、当行は国際統一基準を採用しております。
 - 6 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載して おります。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は提出会社1社のみであります。
 - 7 平成16年度中間連結会計期間から平成18年度中間連結会計期間までの潜在株式調整後1株当たり中間純利益は、潜在株式がないので記載しておりません。
 - 8 平成16年度及び平成17年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式がないので記載しておりません。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第120期中	第121期中	第122期中	第120期	第121期
決算年月		平成16年9月	平成17年9月	平成18年9月	平成17年3月	平成18年3月
経常収益	百万円	62, 016	58, 243	67, 431	118, 759	118, 226
うち信託報酬	百万円	_	_	_	0	0
経常利益	百万円	4, 726	12, 668	14, 412	9, 064	33, 551
中間純利益	百万円	3, 027	6, 793	4, 771	_	_
当期純利益	百万円		_		4, 913	15, 466
資本金	百万円	48, 652	48, 652	48, 652	48, 652	48, 652
発行済株式総数	千株	513, 388	504, 888	504, 888	504, 888	504, 888
純資産額	百万円	305, 554	339, 499	365, 241	313, 304	373, 054
総資産額	百万円	5, 738, 358	5, 890, 341	5, 811, 244	5, 813, 136	5, 866, 092
預金残高	百万円	5, 109, 586	5, 167, 049	5, 173, 951	5, 148, 077	5, 168, 981
貸出金残高	百万円	3, 621, 145	3, 665, 286	3, 686, 965	3, 651, 000	3, 646, 637
有価証券残高	百万円	1, 830, 133	1, 965, 919	1, 906, 931	1, 878, 372	2, 025, 972
1株当たり配当額	円	2. 50	2. 50	3.00	5.00	6.00
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	11.61	11.63	11. 29	11.31	11. 33
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2, 979 [544]	2, 973 [596]	3, 015 [639]	2, 884 [557]	2, 892 [611]
信託財産額	百万円	60	42	27	51	41
信託勘定有価証券残高	百万円	25	_	_	25	_

⁽注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

² 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成18年9月30日現在

	銀行業務	リース業務	その他業務	合計
従業員数(人)	3, 020	61	151	3, 232
	(639)	(4)	(75)	(718)

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者4人、執行役員7人を含み、嘱託及び臨時従業員702人、派遣社員784人を含んでおりません。
 - 2 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。 なお、 []内の嘱託及び臨時従業員数には派遣社員の平均人員806人を含んでおりません。

(2) 当行の従業員数

平成18年9月30日現在

	十成18年9月30日現住
従業員数(人)	3, 015 [639]

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者4人、執行役員7人を含み、嘱託及び臨時従業員623人、派遣社員703人を含んでおりません。
 - 2 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。 なお、[]内の嘱託及び臨時従業員数には、派遣社員の平均人員723人を含んでおりません。
 - 3 当行の従業員組合は、群馬銀行従業員組合と称し、組合員数は2,431人であります。 労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(経営方針)

当行は、地域のリーディングバンクとして「地域社会の発展を常に考え行動すること」を企業理 念として経営体質の強化に努めてまいりました。

この企業理念を堅持し、今後とも資産内容の健全性確保と収益力の強化に努め、当行のグループ 力を結集することにより地元地域のお客さまの金融ニーズに的確かつスピーディーに対応し、地域 社会の健全な発展に貢献してまいりますとともに、株主の皆さまや市場からも高く評価されるよう 努力してまいります。

当行では平成16年4月から平成19年3月までの3年間を計画期間とする「新世紀 第二次中期経営計画」 (R-PLAN) を推進しております。中期経営計画では、「収益力の強化」を計画の中心に置き、それを実現する経営戦略として、

- ○伝統的コアビジネスの収益性向上
- ○顧客ニーズに即応した手数料ビジネスの拡大

を掲げております。

「伝統的コアビジネスの収益性向上」とは、預金を預かりこれを原資として企業や個人に貸し出すという従来からの伝統的な銀行機能について、その枠組みや体制を新しい時代に合うよう見直し、リテール貸出の増強を図ることにより収益力の向上を実現していこうとするものです。

「顧客ニーズに即応した手数料ビジネスの拡大」とは、総合金融サービス業としての機能強化を 図り、お客さまのニーズに幅広く応えることのできる金融商品・金融サービスの充実と販売チャネ ルの拡大により手数料収入の増強を図っていこうとするものです。

また、このように新しい枠組みを進めていくなかで、新たに導入した統合収益管理システムを活用し、ボリュームだけでなくリスクやコストを考慮した実質収益重視の営業活動を展開することにより、高収益体質の構築を図っております。

当行は、財務体質の強化に努めるとともに安定的な配当を実施することに加え、業績連動の色合いを一部加味して利益配分を行うことを基本方針としております。

(金融経済環境)

当中間連結会計期間のわが国経済は、総じて緩やかに回復しました。企業収益の改善を背景に設備投資が増加し、個人消費も底堅く推移しました。輸出が緩やかに増加し、生産も増加を続けました。雇用情勢は厳しさが残るものの、改善に広がりがみられました。

県内経済では、個人消費は全体としては底堅い動きとなりました。住宅投資は持ち家を中心に増加傾向となりました。公共投資は低調に推移しましたが、民間設備投資は増加基調を持続しました。主要業種の生産をみますと、輸送機械は新車効果などから高水準の生産が続きました。また、電気機械も半導体・電子部品では回復傾向となりました。総じてみますと、県内経済は緩やかな回復を続けました。

金融面では、景気回復の動きを背景に、今年7月、日本銀行によりゼロ金利政策の解除が行われました。

(業績)

こうした金融経済環境のなか、当行は平成16年4月から本年度を最終年度とする中期経営計画「R-PLAN」を推進しております。本計画では、「お客さまに一番近い、お客さまの一番役に立つ銀行」を「目指す企業像」と位置づけ、役職員一人ひとりが新しい時代や環境変化に挑戦し、「収益力の強化」と一層強固な経営体質の確立を図っております。法人向けの取組みとしては、引き続き中小企業貸出に注力するとともに、私募債の発行やシンジケートローンによる調達などの提案セールスに注力いたしました。また、平成18年8月には、お客さまが欲しいと思う情報を提供できる場として、個人のお客さまの相談業務に特化した「相談ステーション」を高崎駅出張所内に開設しました。

「R-PLAN」の最終年度における当中間連結会計期間の業績については、次のようになりました。

○財政状態

当中間連結会計期間末の資産は、貸出金が増加する一方、有価証券が減少したことなどから期中528億円減少して5兆8,240億円となりました。負債は、債券貸借取引受入担保金が減少したことなどから期中456億円減少して5兆4,512億円となりました。また、純資産は、利益剰余金が増加する一方、その他有価証券評価差額金が減少しました。

なお、資産及び負債の主要3勘定については次のようになりました。

・預金

預金は、法人預金が増加したことなどから期中63億円増加し5兆1,704億円となりました。一方、個人預金は投資信託などの個人預り金融資産へのシフトもあり、期中92億円減少しました。

なお、投資信託、年金保険料、国債等の公共債、外貨預金の個人預り金融資産残高は、積極的 に推進したことから期中961億円増加し7,065億円となりました。

• 貸出金

貸出金は、当中間連結会計期間も中小企業向け貸出や住宅ローンを中心とする個人貸出の推進に努めました。当中間連結会計期間末の残高については、地方公共団体向け貸出が増加したことなどから期中413億円増加し3兆6,421億円となりました。

なお、中小企業向け貸出は前年同月末比435億円増加し1兆6,163億円となり、個人向け貸出は 前年同月末比103億円増加し1兆871億円となりました。

• 有価証券

有価証券は、金利上昇リスクに配慮し低利回りの債券の売却を実施するなど適切な運用に努めました。この結果、当中間連結会計期間末の残高は期中1,185億円減少し1兆9,082億円となりました。

○損益状況

経常収益は、前年同期比96億35百万円増加し799億72百万円となりました。

主な要因は、金利上昇に伴い資金運用収益が増加したこと、投資信託取扱手数料の増加により役務取引等収益が増加したこと及び株式等売却益が増加したことです。

一方、経常費用は、前年同期比80億8百万円増加し647億98百万円となりました。

主な要因は、預金金利の引上げに伴い資金調達費用が増加したこと及び低利回りの債券の入替に 伴い売却損が増加したことです。

この結果、経常利益は前年同期比16億27百万円増加し151億73百万円となりました。

なお、特別損益は、前年同期に計上した退職給付制度の一部終了に伴う利益8億79百万円が無くなったこと、新たに移転計画のある店舗に減損損失10億79百万円を計上したこと及び未払時間外手当を11億77百万円支給したことから前年同期比21億16百万円のマイナスとなりました。また、評価性引当額の増加により繰延税金資産の取崩27億6百万円を計上したことから、法人税等調整額は前年同期比11億27百万円増加し68億42百万円となりました。

これらの結果、中間純利益は、前年同期比20億75百万円減少し49億87百万円となりました。

なお、グループの中心である群馬銀行のコア業務純益(銀行の本来業務での収益力を表す指標) は人件費の上昇などで経費が増加したものの、資金利益や役務取引等利益が増加したことなどから 前年同期比10億91百万円増加し220億84百万円となりました。

事業の種類別セグメントの状況は、次のとおりとなりました。

事業の種類別セグメントの状況は、経常収支のほとんどを銀行業務が占めております。

銀行業務の経常収益は資金運用収益、役務取引等収益及び株式等売却益が増加したことなどから 前年同期比91億27百万円増加して674億94百万円となり、経常利益は前年同期比16億91百万円増加し 144億34百万円となりました。

リース業務の経常収益は前年同期比5億15百万円増加して136億2百万円、経常利益は前年同期比67百万円減少して6億97百万円となりました。

また、その他業務の経常収益は前年同期比26百万円減少して11億50百万円、経常利益は前年同期 比4百万円増加して43百万円となりました。 1株当たり純資産額は、前年同期比53円7銭増加し741円34銭、1株当たり中間純利益は前年同期 比4円22銭減少し10円1銭となりました。

国際統一基準の連結自己資本比率は、中間純利益の計上があったものの、有価証券含み益の減少やリスクアセットの増加などから前期比0.04%低下し11.46%となりました。

(キャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同期は、資金運用による収入に加えてコールマネーや 預金の増加などから期中167億34百万円の収入になりました。

当中間連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加や債券貸借取引受入担保金の減少などから期中611億17百万円の支出となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同期は、有価証券の取得による支出が有価証券の売却 や償還による収入を上回り、期中352億8百万円の支出となりました。

当中間連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却や償還による収入が有価証券の取得による支出を上回り、期中678億63百万円の収入となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同期は、劣後特約付借入金の返済による支出や配当金の支払などから、期中71億11百万円の支出となりました。

当中間連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローも、配当金の支払などから、期中16億93百万円の支出となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の中間期末残高は、前年同期は期中254億33百万円減少して951億82百万円となりました。一方、当中間連結会計期間は期中49億87百万円増加して790億38百万円となりました。

(1) 国内・海外別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は適切な運用・調達に努めたことにより、金利上昇に伴う有価証券利息配当金の増加などから前年同期比7億77百万円増加して429億85百万円となりました。また、役務取引等収支は手数料収入が順調に増加したことから、前年同期比8億16百万円増加して69億84百万円となりました。

なお、各収支合計は、国内が前年同期比42億22百万円減少して441億35百万円、海外が前年同期比9百万円増加して3億14百万円、国内及び海外の合計(相殺消去後)が前年同期比42億13百万円減少して444億49百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
性 類	州川	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	41, 913	294	_	42, 208
[] 重进用収入	当中間連結会計期間	42, 671	313	_	42, 985
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	46, 277	1, 685	△410	47, 553
プラ賞金連用収益	当中間連結会計期間	47, 426	2, 848	△632	49, 643
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	4, 363	1, 391	△410	5, 344
プロ真金神圧負用	当中間連結会計期間	4, 755	2, 535	△632	6, 657
信託報酬	前中間連結会計期間	_	_	_	_
1百百七年以自加	当中間連結会計期間	_	_	_	_
役務取引等収支	前中間連結会計期間	6, 168	$\triangle 0$	_	6, 168
仅伤以51等以又	当中間連結会計期間	6, 986	$\triangle 2$	_	6, 984
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	8, 441	5	_	8, 447
プラ技術取引等収益	当中間連結会計期間	9, 273	3	_	9, 277
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	2, 273	6	_	2, 279
プロ技術取引寺賃用	当中間連結会計期間	2, 287	5	_	2, 292
その他業務収支	前中間連結会計期間	275	10	_	286
ての他来傍収又	当中間連結会計期間	△5, 522	2	_	△5, 520
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	12, 599	10	_	12, 610
ノりての他未粉収益	当中間連結会計期間	13, 304	2	_	13, 307
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	12, 324	_	_	12, 324
プロでツ他来務賃用	当中間連結会計期間	18, 827	0	_	18, 828

⁽注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。

- 2 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間3百万円、当中間連結会計期間5百万円)を控除して表示しております。
- 3 相殺消去額は、「国内」と「海外」との内部取引等によるものであります。

[「]海外」とは、当行の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

(2) 国内・海外別資金運用/調達の状況

資金運用勘定の平均残高は、前年同期比251億円増加して5兆4,873億円となりました。この要因は、コールローンが前年同期比421億円減少したものの、貸出金が前年同期比464億円、有価証券が前年同期比178億円増加したことなどであります。

一方、資金調達勘定の平均残高は、前年同期比66億円増加して5兆3,547億円となりました。この要因は、借用金が前年同期比233億円減少したものの、個人預金を中心に預金が前年同期比118億円増加したことなどであります。

資金運用勘定の利回りは、低金利が継続するなか、有価証券利回りの上昇を主因に前年同期比0.07%上昇して1.80%となりました。また、資金調達勘定の利回りは、預金利回りの上昇を主因に前年同期比0.05%上昇して0.24%となりました。

これらの結果、受取利息は前年同期比20億90百万円増加して496億43百万円、支払利息は前年同期 比13億13百万円増加して66億57百万円となり、資金運用収支は429億85百万円となりました。

① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
性類	划 加	金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	5, 400, 310	46, 277	1.70
[東金連用例化 	当中間連結会計期間	5, 412, 789	47, 426	1.74
うち貸出金	前中間連結会計期間	3, 535, 438	32, 703	1.84
ノり貝山金	当中間連結会計期間	3, 573, 601	33, 031	1.84
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	1, 762	2	0.30
プラ阿四石 画血分	当中間連結会計期間	2, 561	3	0.28
うち有価証券	前中間連結会計期間	1, 766, 065	11, 458	1.29
プラ行岡配分	当中間連結会計期間	1, 779, 953	12, 202	1.36
うちコールローン	前中間連結会計期間	44, 014	494	2.24
762 700 0	当中間連結会計期間	1, 871	21	2. 26
うち預け金	前中間連結会計期間	6,600	107	3. 25
ノり頂け金	当中間連結会計期間	1, 923	34	3.54
 資金調達勘定	前中間連結会計期間	5, 289, 892	4, 363	0.16
真並加達例だ	当中間連結会計期間	5, 281, 591	4, 755	0.17
うち預金	前中間連結会計期間	5, 130, 702	1, 957	0.07
ノり頂並	当中間連結会計期間	5, 140, 960	3, 270	0.12
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	61, 286	7	0.02
アの酸板は頂並	当中間連結会計期間	45, 711	9	0.04
うちコールマネー	前中間連結会計期間	23, 881	119	0.99
及び売渡手形	当中間連結会計期間	59, 590	70	0.23
うち債券貸借取引	前中間連結会計期間	49, 928	593	2. 36
受入担保金	当中間連結会計期間	32, 289	230	1.42
うち借用金	前中間連結会計期間	42, 735	292	1. 36
ノジ旧川亚	当中間連結会計期間	19, 428	106	1.09

- (注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
 - 2 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。
 - 3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間40,824百万円、当中間連結会計期間38,803百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間23,538百万円、当中間連結会計期間20,939百万円)及び利息(前中間連結会計期間3百万円、当中間連結会計期間5百万円)をそれぞれ控除して表示しております。

② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
性积	规別	金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	87, 891	1, 685	3. 82
	当中間連結会計期間	99, 998	2, 848	5. 68
うち貸出金	前中間連結会計期間	14, 100	295	4. 17
プロ 貝田 並	当中間連結会計期間	22, 340	669	5. 97
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	_		
プロ阿田有 側延分	当中間連結会計期間	_		
うち有価証券	前中間連結会計期間	73, 571	1, 388	3. 76
プロ有価証分	当中間連結会計期間	77, 533	2, 177	5. 60
うちコールローン	前中間連結会計期間	_		
761 761	当中間連結会計期間	_		
うち預け金	前中間連結会計期間	189	2	2. 58
プの頂け金	当中間連結会計期間	95	2	4. 56
資金調達勘定	前中間連結会計期間	83, 022	1, 391	3. 34
貝並帆圧剛化	当中間連結会計期間	97, 052	2, 535	5. 20
うち預金	前中間連結会計期間	27, 117	455	3. 35
プの頂金	当中間連結会計期間	28, 518	732	5. 12
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	_		
プロ級優性頂並	当中間連結会計期間	_		
うちコールマネー	前中間連結会計期間	31, 742	533	3. 34
及び売渡手形	当中間連結会計期間	45, 119	1, 181	5. 22
うち債券貸借取引	前中間連結会計期間	_		_
受入担保金	当中間連結会計期間	_	_	_
うち借用金	前中間連結会計期間	_		
ノツ旧川並	当中間連結会計期間	_		

⁽注) 1 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

² 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間25百万円、当中間連結会計期間32百万円) を控除して表示しております。

③ 合計

		平均残高(百万円)			利息(百万円)			
種類	期別	小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	利回り (%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	5, 488, 201	△26, 002	5, 462, 199	47, 963	△410	47, 553	1. 73
貝並建用例定	当中間連結会計期間	5, 512, 787	△25, 463	5, 487, 324	50, 275	△632	49, 643	1.80
うち貸出金	前中間連結会計期間	3, 549, 539		3, 549, 539	32, 998		32, 998	1.85
ノり貝山亚	当中間連結会計期間	3, 595, 941	_	3, 595, 941	33, 700		33, 700	1.86
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	1, 762		1,762	2		2	0.30
プロロイ側証分	当中間連結会計期間	2, 561		2, 561	3		3	0. 28
うち有価証券	前中間連結会計期間	1, 839, 637	△2, 025	1, 837, 612	12, 846		12, 846	1. 39
プロイ 画配分	当中間連結会計期間	1, 857, 487	△2, 025	1, 855, 462	14, 379		14, 379	1. 54
うちコールローン	前中間連結会計期間	44, 014		44, 014	494		494	2. 24
762 762	当中間連結会計期間	1,871		1,871	21		21	2. 26
うち預け金	前中間連結会計期間	6, 789	△676	6, 112	110	△7	102	3. 34
プロ頂け 並	当中間連結会計期間	2,018	△523	1, 495	36	△11	24	3. 28
資金調達勘定	前中間連結会計期間	5, 372, 915	△24, 839	5, 348, 075	5, 754	△410	5, 344	0. 19
貝並加達例是	当中間連結会計期間	5, 378, 643	△23, 937	5, 354, 706	7, 290	△632	6, 657	0. 24
うち預金	前中間連結会計期間	5, 157, 819	△676	5, 157, 142	2, 413	△7	2, 405	0.09
ノり頂金	当中間連結会計期間	5, 169, 478	△523	5, 168, 955	4,003	△11	3, 991	0. 15
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	61, 286		61, 286	7		7	0.02
プロ酸度性頂金	当中間連結会計期間	45, 711		45, 711	9		9	0.04
うちコールマネー	前中間連結会計期間	55, 624		55, 624	652		652	2. 33
及び売渡手形	当中間連結会計期間	104, 710		104, 710	1, 252		1, 252	2. 38
うち債券貸借取引	前中間連結会計期間	49, 928		49, 928	593		593	2. 36
受入担保金	当中間連結会計期間	32, 289		32, 289	230		230	1. 42
うち借用金	前中間連結会計期間	42, 735		42, 735	292		292	1. 36
ノり旧州金	当中間連結会計期間	19, 428		19, 428	106	_	106	1.09

⁽注) 1 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間40,850百万円、当中間連結会計期間38,836百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間23,538百万円、当中間連結会計期間20,939百万円)及び利息(前中間連結会計期間3百万円、当中間連結会計期間5百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

² 相殺消去額は、「国内」と「海外」との内部取引等によるものであります。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

役務取引等収益は、前年同期比8億29百万円増加して92億77百万円となりました。その内訳を種類別にみますと、主なものは為替業務27億49百万円、預金・貸出業務21億81百万円及び投資信託取扱業務21億28百万円であります。

役務取引等費用も、前年同期比13百万円増加して22億92百万円となりました。役務取引等費用の 主なものは為替業務444百万円であります。

この結果、役務取引等収支は、前年同期比816百万円増加して69億84百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
性织	划 別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	8, 441	5	_	8, 447
(文// 文// 文// 文// 文// 文// 文// 文// 文// 文//	当中間連結会計期間	9, 273	3	_	9, 277
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	2, 023	5	_	2, 029
プの原金・貝山未然	当中間連結会計期間	2, 178	2	_	2, 181
うち為替業務	前中間連結会計期間	2, 799	0		2, 799
プリが任未防	当中間連結会計期間	2, 748	0		2, 749
うち信託関連業務	前中間連結会計期間	0		_	0
ノり旧配因连来物	当中間連結会計期間	0		_	0
うち代理業務	前中間連結会計期間	380		_	380
アのN母来務	当中間連結会計期間	346		_	346
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	207			207
アり証分関連未防	当中間連結会計期間	276			276
うち保険代理店業務	前中間連結会計期間	470			470
アの体験代生冶未物	当中間連結会計期間	526		_	526
うち投資信託取扱	前中間連結会計期間	1, 393		_	1, 393
業務	当中間連結会計期間	2, 128			2, 128
うち保護預り・貸金	前中間連結会計期間	71			71
庫業務	当中間連結会計期間	71			71
うち保証業務	前中間連結会計期間	93	0	_	93
プの体証未務	当中間連結会計期間	103		_	103
役務取引等費用	前中間連結会計期間	2, 273	6	_	2, 279
区伤以引守复用	当中間連結会計期間	2, 287	5	_	2, 292
うち為替業務	前中間連結会計期間	451	0	_	451
プロ付管未伤	当中間連結会計期間	444	0	_	444

⁽注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

² 相殺消去額は、「国内」と「海外」との間の内部取引等によるものであります。

(4) 国内・海外別預金残高の状況

○預金の種類別残高(末残)

	#80(国内	海外	相殺消去額(△)	合計
種類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	5, 138, 629	23, 981	△575	5, 162, 035
[[] [] [] [] [] [] [] [] [] [当中間連結会計期間	5, 145, 084	25, 897	△492	5, 170, 489
うち流動性預金	前中間連結会計期間	2, 595, 076	126	_	2, 595, 203
プロ伽動圧頂金	当中間連結会計期間	2, 726, 499	328	_	2, 726, 828
うち定期性預金	前中間連結会計期間	2, 368, 235	23, 854	△575	2, 391, 514
プラル州は頂金	当中間連結会計期間	2, 261, 243	25, 568	△492	2, 286, 319
うちその他	前中間連結会計期間	175, 316	0	_	175, 316
プライッ/ill	当中間連結会計期間	157, 341	0	_	157, 341
譲渡性預金	前中間連結会計期間	58, 161	_	_	58, 161
議例性頂並	当中間連結会計期間	35, 078	_	_	35, 078
総合計	前中間連結会計期間	5, 196, 790	23, 981	△575	5, 220, 196
	当中間連結会計期間	5, 180, 162	25, 897	△492	5, 205, 567

- (注) 1 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 - 2 定期性預金=定期預金+定期積金
 - 3 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。
 - 4 相殺消去額は、「国内」と「海外」との内部取引等によるものであります。

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(残高・構成比)

米 接叫	平成17年9月	30日	平成18年9月30日		
業種別	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	3, 604, 350	100.00	3, 619, 676	100.00	
製造業	647, 450	17. 96	663, 983	18. 34	
農業	1,060	0.03	3, 944	0. 11	
林業	232	0.01	183	0.01	
漁業	1,723	0.05	1, 992	0.06	
鉱業	4, 929	0.14	5, 756	0. 16	
建設業	216, 065	5. 99	204, 588	5. 65	
電気・ガス・熱供給・水道業	35, 924	1.00	11, 213	0.31	
情報通信業	13, 474	0.37	14, 336	0.40	
運輸業	96, 100	2.67	108, 573	3.00	
卸売・小売業	452, 308	12. 55	446, 005	12. 32	
金融・保険業	202, 575	5. 62	189, 482	5. 23	
不動産業	215, 314	5. 97	211, 793	5. 85	
各種サービス業	449, 987	12.48	462, 392	12. 77	
地方公共団体	161, 380	4.48	183, 884	5. 08	
その他	1, 105, 816	30.68	1, 111, 539	30. 71	
海外及び特別国際金融取引勘定分	14, 345	100.00	22, 455	100.00	
政府等	_	_	_	_	
金融機関	_	_	_	_	
その他	14, 345	100.00	22, 455	100.00	
合計	3, 618, 695	_	3, 642, 132		

⁽注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

② 外国政府等向け債権残高(国別)

「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げておりますが、平成17年9月30日現在及び平成18年9月30日現在の外国政府等向け債権残高はありません。

^{2 「}海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

(6) 国内・海外別有価証券の状況

○有価証券残高(末残)

连 籽	#801	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
種類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	524, 436	_	_	524, 436
四俱	当中間連結会計期間	506, 122	_	_	506, 122
地方債	前中間連結会計期間	416, 064	_	_	416, 064
地刀頂	当中間連結会計期間	361, 232	_	_	361, 232
社債	前中間連結会計期間	546, 540		_	546, 540
71.1頁	当中間連結会計期間	571, 238	_	_	571, 238
株式	前中間連結会計期間	229, 586		_	229, 586
1/1/1	当中間連結会計期間	266, 090		_	266, 090
その他の証券	前中間連結会計期間	178, 383	73, 569	△2, 025	249, 928
ての他の証券	当中間連結会計期間	128, 335	77, 291	△2, 025	203, 601
合計	前中間連結会計期間	1, 895, 010	73, 569	△2, 025	1, 966, 555
	当中間連結会計期間	1, 833, 019	77, 291	△2, 025	1, 908, 285

- (注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。
 - 2 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。
 - 3 相殺消去額は、「国内」と「海外」との内部取引等によるものであります。
- (7) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況 連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、 提出会社1社であります。
 - ○信託財産の運用/受入状況(信託財産残高表)

資産							
科目	前中間連結会計期間末	k (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末(平成18年9月30日)				
77 日	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)			
信託受益権	42	100.00	27	100.00			
合計	42	100.00	27	100.00			

負債							
科目	前中間連結会計期間ま	卡(平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末(平成18年9月30				
17 F	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)			
金銭信託	42	100.00	27	100.00			
合計	42	100.00	27	100.00			

- (注) 1 共同信託他社管理財産については、前中間連結会計期間末及び当中間連結会計期間末の取扱残高はありません。
 - 2 元本補てん契約のある信託については、前中間連結会計期間末及び当中間連結会計期間末の取扱残高はありません。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	48, 262	44, 139	△4, 123
経費(除く臨時処理分)	27, 874	28, 565	691
人件費	14, 411	14, 987	575
物件費	11, 788	12, 076	288
税金	1, 674	1, 502	△172
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	_	15, 573	_
のれん償却額	_	_	_
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	20, 388	15, 573	△4, 814
一般貸倒引当金繰入額	449	5, 503	5, 053
業務純益	19, 939	10, 070	△9, 868
うち債券関係損益	△604	△6, 511	△5, 906
臨時損益	△7, 270	4, 342	11, 612
株式関係損益	△81	5, 942	6, 023
不良債権処理損失	7, 280	2, 276	△5, 004
貸出金償却	0	_	$\triangle 0$
個別貸倒引当金純繰入額	6, 489	2, 112	△4, 376
貸出債権売却損	790	163	△627
その他臨時損益	90	676	585
経常利益	12, 668	14, 412	1,744
特別損益	△239	△2, 340	△2, 100
うち固定資産処分損益	△159	△97	61
税引前中間純利益	12, 428	12, 072	△355
法人税、住民税及び事業税	38	58	19
法人税等調整額	5, 595	7, 242	1,646
中間純利益	6, 793	4, 771	△2,022

- (注) 1 業務粗利益=(資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+役務取引等収支+その他業務収支
 - 2 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額
 - 3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が 臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
 - 4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託 運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
 - 5 債券関係損益=国債等債券売却益+国債等債券償還益-国債等債券売却損-国債等債券償還損-国債等債券償却
 - 6 株式関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B)-(A)
(1) 資金運用利回 ①	1. 59	1. 62	0.03
(イ)貸出金利回	1.83	1.82	△0.01
(口)有価証券利回	1. 13	1. 22	0.09
(2) 資金調達原価 ②	1.08	1.11	0.03
(イ)預金等利回	0.02	0.04	0.02
(口)外部負債利回	1.01	0. 31	△0.70
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.51	0.51	0.00

⁽注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B)-(A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	_	8. 41	_
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	12. 45	8. 41	△4. 04
業務純益ベース	12. 18	5. 44	△6.74
中間純利益ベース	4. 15	2. 57	△1.58

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 当中間会計期間 (百万円)(A) (百万円)(B)		増減(百万円) (B)-(A)
預金(末残)	5, 167, 049	5, 173, 951	6, 902
預金(平残)	5, 161, 869	5, 173, 046	11, 177
貸出金(末残)	3, 665, 286	3, 686, 965	21, 678
貸出金(平残)	3, 596, 553	3, 641, 273	44, 719

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
個人	3, 805, 603	3, 807, 198	1, 594
法人	1, 056, 166	1, 088, 483	32, 316
合計	4, 861, 770	4, 895, 682	33, 911

⁽注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

^{2 「}外部負債」=コールマネー+売渡手形+借用金

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
消費者ローン残高	1, 076, 889	1, 087, 195	10, 306
住宅ローン残高	993, 686	1, 010, 747	17, 061
その他ローン残高	83, 203	76, 448	△6, 755

(4) 中小企業等貸出金

			前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)-(A)
中小企業等貸出金残高	1)	百万円	2, 649, 649	2, 703, 540	53, 891
総貸出金残高	2	百万円	3, 629, 125	3, 646, 850	17, 725
中小企業等貸出金比率	1)/2	%	73. 01	74. 13	1.12
中小企業等貸出先件数	3	件	187, 237	177, 597	△9, 640
総貸出先件数	4	件	187, 914	178, 253	△9, 661
中小企業等貸出先件数比率	3/4	%	99. 63	99. 63	0.00

- (注) 1 貸出金残高には、海外店分、特別国際金融取引勘定分及び中央政府向け貸出は含まれておりません。
 - 2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社 又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社 及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○支払承諾の残高内訳

種類	前中間会	計期間	当中間会計期間		
性規	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)	
手形引受	14	31	4	14	
信用状	161	1, 369	144	1, 416	
保証	5, 561	34, 162	5, 033	28, 201	
計	5, 736	35, 563	5, 181	29, 632	

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

	項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
	(場口)		金額(百万円)	金額(百万円)
	資本金		48, 652	48, 652
	うち非累積的永久優先株		_	_
	新株式申込証拠金		_	_
	資本剰余金		29, 234	29, 262
	利益剰余金		179, 036	191, 960
	自己株式(△)		3, 671	3, 719
	自己株式申込証拠金		_	_
	社外流出予定額(△)		_	1, 494
	その他有価証券の評価差損(△)		_	_
	為替換算調整勘定		△396	△293
	新株予約権		_	_
	連結子会社の少数株主持分		2, 803	3, 375
基本的項目	うち海外特別目的会社の発行する		·	
	優先出資証券		_	_
	営業権相当額(△)		_	_
	のれん相当額(△)		_	_
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額			
	(\triangle)			_
	連結調整勘定相当額(△)		_	_
	繰延税金資産の控除前の [基本的項目] 計(上記		_	_
	各項目の合計額)			
	繰延税金資産の控除金額(△)		_	_
		A)	255, 657	267, 743
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資 証券(注1)		_	_
	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額 から帳簿価額の合計額を控除した額の45%		54, 180	67, 134
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		12, 739	12, 144
法 会的15 口	一般貸倒引当金		22, 803	27, 926
補完的項目	負債性資本調達手段等		38, 100	12, 400
	うち永久劣後債務(注2)		_	_
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)		38, 100	12, 400
	計		127, 823	119, 606
	うち自己資本への算入額 (B)	127, 823	119, 606
控除項目	控除項目(注4) (C)	706	1, 540
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	382, 775	385, 808
11 -> ->	資産(オン・バランス)項目		3, 189, 050	3, 314, 092
リスク・ アセット等	オフ・バランス取引項目		58, 482	52, 083
/ E / F 可	計 (E)	3, 247, 532	3, 366, 176
連結自己資本	比率(国際統一基準)=D/E×100(%)		11. 78	11.46

- (注) 1 告示第4条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
 - 2 告示第5条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること。
 - 3 告示第 5 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が 5 年を超えるものに限られております。
 - 4 告示第7条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率(国際統一基準)

	福日		平成17年9月30日	平成18年9月30日
	項目		金額(百万円)	金額(百万円)
	資本金		48, 652	48, 652
	うち非累積的永久優先株		_	_
	新株式申込証拠金		_	_
	資本準備金		29, 114	29, 114
	その他資本剰余金		119	121
	利益準備金		43, 548	43, 548
	その他利益剰余金		_	144, 071
	任意積立金		121, 122	_
	中間未処分利益		10, 504	_
	その他		_	_
	自己株式(△)		3, 583	3, 719
**	自己株式申込証拠金		_	_
基本的項目	社外流出予定額(△)		_	1, 494
	その他有価証券の評価差損(△)		_	_
	新株予約権		_	_
	営業権相当額(△)		_	_
	のれん相当額(△)		_	_
	企業結合により計上される無形固定資産相当額 (△)		_	_
	(公) 繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記			
	各項目の合計額)		_	_
	繰延税金資産の控除金額(△)		_	_
	計	(A)	249, 477	260, 294
	うちステップ・アップ金利条項付の			
	優先出資証券 (注1)		_	
	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額 から帳簿価額の合計額を控除した額の45%		54, 176	67, 124
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		12, 739	12, 144
	一般貸倒引当金		22, 266	27, 127
補完的項目	負債性資本調達手段等		38, 100	12, 400
冊元印が見口	うち永久劣後債務(注2)		_	
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株		00.100	10.100
	(注3)		38, 100	12, 400
	計		127, 282	118, 796
	うち自己資本への算入額	(B)	127, 282	118, 796
控除項目	控除項目(注4)	(C)	101	101
自己資本額	(A) + (B) - (C)	(D)	376, 659	378, 990
11 - 5	資産(オン・バランス)項目		3, 180, 130	3, 302, 966
リスク・ アセット等	オフ・バランス取引項目		58, 482	52, 083
/ ピノドサ	計	(E)	3, 238, 612	3, 355, 049
単体自己資本.	比率(国際統一基準)=D/E×100(%)		11. 63	11. 29

- (注) 1 告示第14条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
 - 2 告示第15条第 1 項第 4 号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。
 - (4) 利払い業務の延期が認められるものであること。
 - 3 告示第15条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
 - 4 告示第17条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立 て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、 契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成17年9月30日	平成18年9月30日	
[負性の区分	金額(億円)	金額(億円)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	833	474	
危険債権	728	796	
要管理債権	534	540	
正常債権	34, 970	35, 406	

⁽注) 1 金額については、億円未満を四捨五入して表示しております。

² その他資産中の未収利息及び仮払金については、貸出関連の資産項目を集計しております。

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので 記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当行は、中期経営計画(R-PLAN)で5つの経営課題を掲げ、それぞれの課題克服に向けた施策を展開しております。

(1) 営業戦略の強化

当行は、中期経営計画の2つの経営戦略

- ○伝統的コアビジネスの収益性向上
- ○顧客ニーズに即応した手数料ビジネスの拡大
- の実現をめざし、従来の枠組みや体制を見直す施策を展開しております。

具体的には、

- ・債務者格付・スコアリングモデルに基づく融資商品の拡充
- ・小口融資増強のための法人サポートセンターの設置
- 支店長権限貸出の拡大
- ・営業店駐在審査役の配置
- ・ローンステーションの展開と休日営業の実施
- ・ガン保障特約付き・失業保険付きなど住宅ローン新商品の導入
- ・営業店預り資産販売専担者(窓口・渉外)の配置
- ・投信アドバイザー・マネーアドバイザーの配置
- ・ローカウンターの設置拡大、投信パソコンの全店配備

などさまざまな新しい施策に取組んでおります。

また、平成16年11月に川越支店、平成17年8月に所沢法人営業所(平成18年10月に支店化)、同年10月に越谷法人営業所をそれぞれ開設し、融資推進に特化した業務に取組んでおります。今後も業績の伸びが期待できる地域へ経営資源を重点投入してまいります。

(2) 貸出資産の健全化

当行は、以下の3点を柱として貸出資産の健全化に取組んでおります。

- ①お取引先企業の経営改善支援
- ②オフバランス化 (最終処理) の促進
- ③厳正な自己査定の実施と十分な引当金の確保

当行は、「お客さまとの創造的な関係を深めること」を企業理念に掲げております。貸出資産健全化への取組みにおいても、お取引先にとって何が最良なのかを常に考え、お取引先の経営改善努力への支援を行っております。

具体的には、経営改善支援先として選定したお取引先に対し、面談や実査を行って、経営改善計画作成の指導や進捗状況のチェック、当行ネット網を活用した販路開拓などの営業支援、不採算部門の整理・遊休資産処分の支援などを行っております。お取引先に対し多角的な経営支援を行うことで、地域経済の活性化に貢献するとともに貸出資産の健全化を促進しております。

その結果、不良債権の最終処理と相俟って、平成18年9月末の不良債権比率(金融再生法開示債権ベース)は4.86%と中期経営計画目標「5%台半ば」(平成19年3月末)を達成しております。

(3) 内部管理熊勢の充実

社会からの確固たる信頼の確保に向け、法令や社会的規範の遵守の徹底、企業理念の確立に加え、 内部通報制度取扱規定に基づくコンプライアンスホットラインを設置するなど、グループ会社を含めたコンプライアンス態勢の強化に努めております。また、「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」に対応し、「取引先情報取扱マニュアル」を制定するなど情報管理態勢の強化に向けた取組みを進めております。

監査役は、取締役会ほか重要会議への出席、重要書類の閲覧及び内部監査部門や会計監査人との 連携を通じて取締役等の業務執行状況を監視しております。また、社外取締役を招聘し、取締役会 における経営監督機能の強化を図るなど、コーポレートガバナンスの充実に努めております。

(4) ローコスト経営の強化

当行は、厳格な予算執行管理により物件費の削減を図るとともに、業務職3,000人体制維持による 人件費の抑制に取組んでおります。

なお、平成18年4月に事務部内に「事務改革プロジェクト」を設置し、営業店事務の効率化と生産性向上に向けた検討を行っております。また、常陽銀行、山梨中央銀行、八十二銀行及び当行の四行で構成する「関東地銀業務研究会」では業務共同化によるコスト削減策などの検討を進めております。

(5) 人材の育成・活用

当行は、中期経営計画の営業戦略の柱である「伝統的コアビジネスの収益性向上」及び「顧客ニーズに即応した手数料ビジネスの拡大」に向けた人材の育成に努めております。

伝統的コアビジネスの分野では、新入行員を対象として「融資スキルアップ研修」を新設し、入 行後一定期間、融資・渉外に配置する業務習得制度を導入したほか、営業店に駐在審査役を配置し、 審査のスピードアップとともに成長企業を見極める企業評価能力や企業再生のための経営支援能力 の育成を行うなど法人融資に強い人材の育成に努めております。

手数料ビジネスの分野では、証券業務に精通した職員を中途採用するとともに、本部に設置した 営業店支援チームを預り金融資産販売の指導にあてるなど実践力のある人材の育成に努めておりま す。

また、支店長登用年次の若返りや抜擢人事の実施、再雇用制度の導入、専任職やシニアスタッフの活用などにより、組織の活性化と有効な人材活用を図っております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

	店舗名			業務の別		投資予定金額 (百万円)		資金調	着手	完了 予定
	その他	17111.46	四刀	未物の別	内容	総額	既支払額	達方法	年月	年月
当行	前橋支店	群馬県 前橋市	新設	銀行業務	店舗	1, 297	539	自己資金	平成18年 9月	平成19年 7月
当行	横浜支店	神奈川県 横浜市	新設	銀行業務	店舗	101	_	自己資金	平成19年 1月	平成19年 2月

- (注) 1 上記設備計画の記載金額については、消費税及び地方消費税を含んでおりません。
 - 2 連結子会社については、主な設備計画はありません。
 - 3 上記新設は、「前橋支店」及び「横浜支店」の移転に伴うものであります。

(2) 売却

	店舗名その他	所在地	業務の別	設備の内容	期末帳簿価額 (百万円)	売却予定時期
当行	前橋支店	群馬県前橋市	銀行業務	店舗	796	平成19年8月

- (注) 1 上記設備計画の記載金額については、消費税及び地方消費税を含んでおりません。
 - 2 連結子会社については、主な設備計画はありません。
 - 3 上記売却は、「前橋支店」移転に伴うものであります。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

- (1) 【株式の総数等】
 - ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1, 351, 500, 000
計	1, 351, 500, 000

(注) 当行定款第6条に次のとおり規定しております。 「当銀行の発行可能株式総数は、13億5,150万株とする。」

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成18年12月18日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	504, 888, 177	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	_
計	504, 888, 177	同左	_	_

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年9月30日		504, 888	_	48, 652, 239		29, 114, 921

(4) 【大株主の状況】

平成18年9月30日現在

		1 /4/010	F 3 71 30 F 2011
氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	18, 723	3. 70
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	16, 506	3. 26
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	15, 893	3. 14
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	12, 148	2. 40
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	11, 704	2. 31
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	11,056	2. 18
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	10, 657	2. 11
群馬銀行従業員持株会	群馬県前橋市元総社町194番地	10, 280	2. 03
株式会社みずほコーポレート 銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	8, 864	1. 75
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	8, 760	1.73
計		124, 594	24. 67

(注) 1 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 16,506千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)

15,893千株

2 バークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社より平成18年10月12日付の大量保有報告 書の写しの送付があり、平成18年9月30日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けましたが、 当行として当中間期末現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含め ておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
バークレイズ・グローバル・イン ベスターズ信託銀行株式会社	東京都渋谷区広尾1丁目1番39号	713	0. 14
バークレイズ・グローバル・イン ベスターズ株式会社	東京都渋谷区広尾1丁目1番39号	10, 304	2.04
バークレイズ・グローバル・イン ベスターズ、エヌ・エイ (Barclays Global Investors, N.A.)	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ 市 フリーモント・ストリート45	6, 661	1. 32
バークレイズ・グローバル・ファ ンド・アドバイザーズ (Barclays Global Fund Advisors)	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ 市 フリーモント・ストリート45	3, 212	0.64
バークレイズ・グローバル・イン ベスターズ・オーストラリア・リ ミテッド (Barclays Global Investors Australia Ltd)	オーストラリア ニュー・サウス・ウェール ズ州 シドニー ハーリントン・ストリート 111	365	0.07

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
バークレイズ・グローバル・インベスターズ・リミテッド (Barclays Global Investors Ltd)	英国 ロンドン市 ロイヤル・ミント・コー ト1	4, 573	0. 91
バークレイズ・ライフ・アシュ アランス・カンパニー・ リミテッド (Barclays Life Assurance Company Ltd)	英国 ロンドン市 ロイヤル・ミント・コート1 ムーレイハウス	59	0.01
バークレイズ・バンク・ピーエ ルシー (Barclays Bank PLC Ltd)	英国 ロンドン市 チャーチル・プレイス1	463	0.09
バークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド (Barclays Capital Securities Ltd)	英国 ロンドン市 カナリーワーフ ノース・コロネード 5	242	0.05
バークレイズ・グローバル・インベスターズ・カナダ・リミテッド (Barclays Global Investors Canada Ltd)	カナダ オンタリオ州 トロント市 ベイ・ ストリート161,2500号	28	0.01

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	_	_	_
議決権制限株式(自己株式等)	_		_
議決権制限株式(その他)	_		_
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,706,000	l	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 493, 489, 000	493, 489	同上
単元未満株式	普通株式 4,693,177		同上
発行済株式総数	504, 888, 177	_	_
総株主の議決権	_	493, 489	_

⁽注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が3千株含まれております。

また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が3個含まれております。 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式246株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社群馬銀行	群馬県前橋市元総社町 194番地	6, 706, 000		6, 706, 000	1. 32
≅ †	_	6, 706, 000	_	6, 706, 000	1. 32

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	908	924	873	924	919	899
最低(円)	841	799	783	828	852	810

⁽注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役副頭取		金澤進	平成18年 9 月30日
(代表取締役)		金澤 進 	一

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日	
専務取締役	専務取締役	関 口 隆 幹	平成18年10月1日	
(代表取締役)	子分以师仪		十成16年10万 1 日	
専務取締役	専務取締役	渡邊一正	平成18年10月1日	
(代表取締役)	导伤以种位	後 登 上	平成16年10月 1 _日	

第5 【経理の状況】

1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11 年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)は改正前の中間連結財務諸 表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9 月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵 省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の 分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しておりま す。

なお、前中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

- 3 当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)及び当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は、中間連結株主資本等変動計算書及び中間株主資本等変動計算書の作成初年度であるため、前中間連結会計期間及び前中間会計期間との対比は行っておりません。
- 4 前中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)及び当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

		前中間連結会請	十期間末	当中間連結会計	·期間末	前連結会計年 連結貸借対別	照表
		(平成17年9月		(平成18年9月		(平成18年3月	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		121, 916	2.07	80, 369	1. 38	82, 748	1.41
コールローン		35, 719	0.61	5, 541	0. 10	_	_
買入金銭債権		23, 666	0.40	26, 130	0.45	27, 845	0. 47
商品有価証券		1, 781	0.03	2, 546	0.04	1, 893	0.03
金銭の信託		24, 447	0.42	21, 405	0.37	19, 500	0. 33
有価証券	※ 1, 7	1, 966, 555	33. 33	1, 908, 285	32. 76	2, 026, 826	34. 49
貸出金	**2, 3, 4, 5, 6, 8	3, 618, 695	61. 33	3, 642, 132	62. 54	3, 600, 789	61. 27
外国為替	※ 6	2, 696	0.05	1, 690	0.03	2, 151	0.04
その他資産	※ 7	62, 697	1.06	68, 068	1. 17	58, 094	0. 99
動産不動産	※ 7, 10, 11, 12	121, 788	2.06	_	_	120, 101	2.04
有形固定資産	※ 10, 11, 12	_	_	115, 967	1. 99	_	_
無形固定資産		_	_	10, 548	0. 18	_	_
繰延税金資産		1, 356	0.02	1, 494	0.02	1, 095	0.02
支払承諾見返		35, 563	0.60	29, 632	0. 51	32, 226	0. 55
貸倒引当金		△116, 564	△1.98	△89, 810	△1.54	△96, 409	△1.64
資産の部合計		5, 900, 320	100.00	5, 824, 001	100.00	5, 876, 864	100.00

		前中間連結会計		当中間連結会計		前連結会計年	照表
区分	注記	(平成17年9月 金額(百万円)	構成比	(平成18年9月 金額(百万円)	構成比	(平成18年3月 金額(百万円)	構成比
	番号	金領(日刀门)	(%)	並領(日刀门)	(%)	並領(日刀门)	(%)
(負債の部)							
預金	※ 7	5, 162, 035	87. 49	5, 170, 489	88. 78	5, 164, 095	87. 87
譲渡性預金		58, 161	0.99	35, 078	0.60	43, 192	0.74
コールマネー及び売渡手形	※ 7	133, 276	2. 26	102, 758	1. 76	81, 654	1. 39
債券貸借取引受入担保金	※ 7	40, 964	0.69	7, 661	0. 13	64, 918	1. 10
借用金	※ 13	45, 149	0.77	19, 313	0. 33	19, 561	0. 33
外国為替		428	0.01	535	0.01	417	0.01
その他負債	※ 7, 9	63, 353	1.07	37, 216	0. 64	42, 400	0.72
退職給付引当金		1, 987	0.03	2, 333	0.04	2, 200	0.04
繰延税金負債		2, 306	0.04	33, 704	0. 58	33, 245	0. 57
再評価に係る繰延税金負債	※ 10	11, 409	0. 19	12, 574	0. 22	13, 031	0. 22
支払承諾		35, 563	0.60	29, 632	0.51	32, 226	0. 55
負債の部合計		5, 554, 635	94. 14	5, 451, 297	93. 60	5, 496, 944	93. 54
(少数株主持分)							
少数株主持分		2, 803	0.05	_	_	3, 049	0.05
(資本の部)							
資本金		48, 652	0.82	_	_	48, 652	0.83
資本剰余金		29, 234	0.50	_	_	29, 235	0.50
利益剰余金		180, 281	3. 05	_	_	188, 083	3. 20
土地再評価差額金	※ 10	16, 901	0. 29	_	_	15, 090	0. 25
その他有価証券評価差額金		71, 880	1. 22	_	_	99, 775	1. 70
為替換算調整勘定		△396	△0.01	_	_	△228	△0. 01
自己株式		△3, 671	△0.06	_	_	△3, 738	△0.06
資本の部合計		342, 882	5.81	_	_	376, 870	6. 41
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		5, 900, 320	100.00	_	_	5, 876, 864	100.00

			前中間連結会計期間末		当中間連結会計期間末		度の 照表
	\\\	(平成17年9月		(平成18年9月30日)		(平成18年3月	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
資本金		_	_	48, 652	0.83	_	_
資本剰余金		_	_	29, 262	0. 50	_	_
利益剰余金		_	_	191, 960	3. 30	_	_
自己株式		_	_	△3, 719	△0.06	_	_
株主資本合計		_	_	266, 155	4. 57	_	_
その他有価証券評価差額金		_	_	89, 061	1. 53	_	_
繰延ヘッジ損益		_	_	△12	△0.00	_	_
土地再評価差額金	※ 10	_	_	14, 413	0. 25	_	
為替換算調整勘定		_	_	△293	△0.01	_	
評価・換算差額等合計		_	_	103, 167	1. 77	_	
少数株主持分		_	_	3, 380	0.06	_	_
純資産の部合計		_	_	372, 703	6. 40	_	_
負債及び純資産の部合計		_	_	5, 824, 001	100.00	_	_

② 【中間連結損益計算書】

		前中間連結会割	計期間	当中間連結会詞	計期間	前連結会計年 要約連結損益語	
		(自 平成17年4		(自 平成18年4		(自 平成17年4	月1日
区分	注記 番号	至 平成17年9 金額(百万円)	月30日) 百分比 (%)	至 平成18年9 金額(百万円)	月30日) 百分比 (%)	至 平成18年3 金額(百万円)	月31日) 百分比 (%)
経常収益		70, 336	100.00	79, 972	100.00	141, 659	100.00
資金運用収益		47, 553		49, 643		95, 266	
(うち貸出金利息)		(32, 998)		(33, 700)		(66, 073)	
(うち有価証券利息配当金)		(12, 848)		(14, 383)		(25, 978)	
信託報酬		_		_		0	
役務取引等収益		8, 447		9, 277		17, 999	
その他業務収益		12, 610		13, 307		24, 656	
その他経常収益		1,724		7, 743		3, 737	
経常費用		56, 790	80.74	64, 798	81. 03	106, 368	75. 09
資金調達費用		5, 348		6, 663		10, 923	
(うち預金利息)		(2, 405)		(3, 991)		(5, 047)	
役務取引等費用		2, 279		2, 292		4, 609	
その他業務費用		12, 324		18, 828		24, 655	
営業経費		27, 697		28, 067		54, 240	
その他経常費用	※ 1	9, 140		8, 947		11, 938	
経常利益		13, 546	19. 26	15, 173	18. 97	35, 291	24. 91
特別利益	※ 2	971	1. 38	48	0.06	978	0.69
特別損失	※ 3,	1, 209	1.72	2, 403	3. 00	1, 390	0.98
税金等調整前中間(当期)純利益		13, 307	18. 92	12, 819	16. 03	34, 879	24. 62
法人税、住民税及び事業税		259	0.37	742	0. 93	354	0. 25
法人税等調整額		5, 714	8. 12	6, 842	8. 56	18, 009	12.71
少数株主利益		270	0.39	246	0.31	517	0.37
中間(当期)純利益		7, 063	10.04	4, 987	6. 23	15, 997	11. 29

③ 【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】 (中間連結剰余金計算書)

		前中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結剰余金計算書
		(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高		29, 115	29, 115
資本剰余金増加高		119	120
自己株式処分差益		119	120
資本剰余金中間期末(期末)残高		29, 234	29, 235
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高		174, 133	174, 133
利益剰余金増加高		7, 388	16, 436
中間(当期)純利益		7, 063	15, 997
土地再評価差額金取崩による 剰余金増加高		325	438
利益剰余金減少高		1, 240	2, 485
配当金		1, 240	2, 485
利益剰余金中間期末(期末)残高		180, 281	188, 083
	1		

(中間連結株主資本等変動計算書)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

			株主資本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	48, 652	29, 235	188, 083	△3, 738	262, 232
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)		_	△1, 742	_	△1,742
役員賞与 (注)	_	_	△45	_	△45
中間純利益	_	_	4, 987	_	4, 987
自己株式の取得		_	_	△68	△68
自己株式の処分	_	26	_	88	114
土地再評価差額金の取崩	_	_	676	_	676
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	_	_	_	_	_
中間連結会計期間中の 変動額合計(百万円)		26	3, 876	19	3, 922
平成18年9月30日残高(百万円)	48, 652	29, 262	191, 960	△3, 719	266, 155

		割		L NW Lat. X			
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計	少数株主 持分	純資産合計
平成18年3月31日残高(百万円)	99, 775		15, 090	△228	114, 637	3, 049	379, 920
中間連結会計期間中の変動額							
剰余金の配当 (注)	_	_	_	_	_	_	△1,742
役員賞与 (注)	_	_	_	_	_	_	△45
中間純利益	_	_	_	_	_	_	4, 987
自己株式の取得	_	_	_	_	_		△68
自己株式の処分	_	_	_	_	_	_	114
土地再評価差額金の取崩	_	_	_	_	_	_	676
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	△10, 714	△12	△676	△65	△11, 469	330	△11, 139
中間連結会計期間中の 変動額合計(百万円)	△10, 714	△12	△676	△65	△11, 469	330	△7, 216
平成18年9月30日残高(百万円)	89, 061	△12	14, 413	△293	103, 167	3, 380	372, 703

⁽注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前 (自 至	中間連結会計期間 平成17年4月1日 平成17年9月30日)	(自	中間連結会計期間 平成18年4月1日 平成18年9月30日)	前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記番号		金額(百万円)		金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による						
キャッシュ・フロー 税金等調整前 中間(当期)純利益			13, 307		12, 819	34, 879
減価償却費			10, 885		11, 239	22, 066
減損損失			1,050		1,079	1,061
持分法による投資損益(△)			△51		$\triangle 32$	△88
貸倒引当金の増加額			$\triangle 4$, 065		△6, 598	△24, 220
退職給付引当金の増加額			70		132	283
資金運用収益			△47, 553		△49, 643	△95, 266
資金調達費用			5, 348		6, 663	10, 923
有価証券関係損益(△)			653		520	1, 293
金銭の信託の運用損益(△)			△51		89	△524
為替差損益(△)			5		8	△101
動産不動産処分損益(△)			159		_	324
固定資産処分損益(△)			_		114	_
商品有価証券の純増(△)減			△62		△652	△174
貸出金の純増(△)減			△15, 298		△41, 342	$\triangle 2,607$
預金の純増減(△)			18, 393		6, 393	20, 454
譲渡性預金の純増減(△)			△2, 219		△8, 113	△17, 188
預け金(日銀預け金を除く) の純増(△)減			△18, 621		7, 366	△584
コールローン等の純増(△)減			6, 622		△3, 720	37, 030
コールマネー等の純増減(△)			30, 485		20, 856	△21, 224
債券貸借取引受入担保金の 純増減(△)			△18, 366		△57, 256	5, 587
外国為替(資産)の純増(△)減			529		461	1,073
外国為替(負債)の純増減(△)			77		117	66
資金運用による収入			47, 568		49, 105	95, 505
資金調達による支出			△ 4, 793		△5, 699	△11,079
その他			△8, 131		△4, 816	△13, 581
小計			15, 942		△60, 906	49, 122
法人税等の支払額			791		△210	583
営業活動による キャッシュ・フロー			16, 734		△61, 117	49, 705

Γ					治浦は今社年帝の海供と
			前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書
			(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	区分	注記番号		金額(百万円)	金額(百万円)
П	投資活動による	ш //			
	キャッシュ・フロー				
	有価証券の取得による支出		△261, 375	△348, 481	△501,770
	有価証券の売却による収入		81, 681	270, 054	184, 180
	有価証券の償還による収入		154, 562	159, 320	267, 727
	金銭の信託の増加による支出		△1, 903	△2,000	△1, 903
	金銭の信託の減少による収入		_	_	4, 957
	動産不動産の取得による支出		△9, 055	_	△17, 754
	有形固定資産の取得による 支出		_	△10, 070	_
	無形固定資産の取得による 支出		_	△1,764	_
	動産不動産の売却による収入		880	_	1,886
	有形固定資産の売却による 収入		_	785	_
	無形固定資産の売却による 収入		_	19	_
	投資活動による		△35, 208	67, 863	△62, 675
Ш	キャッシュ・フロー 財務活動による		△00, 200	01,000	△02,010
m	キャッシュ・フロー				
	劣後特約付借入による収入		3,000	_	3,000
	劣後特約付借入金の返済によ る支出		△10,000	_	△35, 500
	配当金支払額		△1, 238	△1,739	△2, 482
	少数株主への配当金支払額		△13	△13	△13
	自己株式の取得による支出		△55	△69	△124
	自己株式の売却による収入		1, 195	128	1, 198
	財務活動による キャッシュ・フロー		△7, 111	△1, 693	△33, 921
IV	現金及び現金同等物に係る換算差額		152	△64	326
V	現金及び現金同等物の増加額		△25, 433	4, 987	△46, 564
VI	現金及び現金同等物の期首残高		120, 615	74, 051	120, 615
VII	現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		95, 182	79, 038	74, 051
	[[[1] <i>7</i> 9] <i>7</i> 八 (<i>7</i> 9] <i>7</i> 八 <i>7</i>				

至 平成17年9月30日) 至 平成18年9月30日) 至 平成18年9月30日) 1 連結の範囲に関する事項 (1)連結子会社 6社 主要な会社名 (1)連結子会社 6社 主要な会社名 (1)連結子会社 1	
1 連結の範囲に関す (1)連結子会社 6 社 (1)連結子会社 6 社 (1)連結子会社 5 車要な会社名 (1)連結子会社 5 車要な会社名	社 6 社社名
さまでは 主要な会社名 主要な会社名 主要な会社名 主要な会社名 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	社名
群馬総合リース休式 くんざんリース休式 群馬報	8台リース株式
会社 会社 会社 会社	176 (7) 11)
	才務(香港)有限
公司 公司 公司	
(**************************************	A FINANCE
	KONG)
LIMITED) LIMITED LIMITED	ED)
なお、平成18年7月1	
日より、群馬総合リー	
ス株式会社は、ぐんぎ	
んリース株式会社に商	
号変更しております。	
(2) 非連結子会社 (2) 非連結子会社 (2) 非連結子	一会社
主要な会社名 主要な会社名 主要な会	社名
群馬信用保証株式会群馬信用保証株式会群馬信用保証株式会群馬信用保証株式会	言用保証株式会
社	
株式会社群銀カード 株式会社群銀カード 株式会	会社群銀カード
非連結子会社は、その 非連結子会社は、その 非連結子	子会社は、その
資産、経常収益、中間純 資産、経常収益、中間純 資産、経常	的以益、当期純
損益(持分に見合う額)及 損益(持分に見合う額)、 損益(持分	に見合う額)及
び利益剰余金(持分に見 利益剰余金(持分に見合 び利益剰気	余金(持分に見
合う額)等からみて、連 う額)及び繰延ヘッジ損 合う額)等	からみて、連
結の範囲から除いても企 益(持分に見合う額)等 結の範囲か	いら除いても企
業集団の財政状態及び経 からみて、連結の範囲か 業集団の財	対政状態及び経
営成績に関する合理的な ら除いても企業集団の財 営成績に関	引する合理的な
判断を妨げない程度に重 政状態及び経営成績に関 判断を妨け	げない程度に重
要性が乏しいため、連結 する合理的な判断を妨げ 要性が乏し	いため、連結
の範囲から除外しており ない程度に重要性が乏し の範囲から)除外しており
ます。 いため、連結の範囲から ます。	
除外しております。	
2 持分法の適用に関 (1) 持分法適用の非連結子 (1) 持分法適用の非連結子 (1) 持分法通	適用の非連結子
する事項 会社 6社 会社 会社 会社	
主要な会社名	『 左
群馬信用保証株式会	
社	
株式会社群銀カード	
	歯用の関連会社
	方左

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
	(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1日	(自 平成17年4月1日
	至 平成17年9月30日)	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
	(3) 持分法非適用の非連結	(3) 持分法非適用の非連結	(3) 持分法非適用の非連結
	子会社	子会社 2社	子会社 2社
	該当ありません。	群馬キャピタル1号	群馬キャピタル1号
		投資事業有限責任組	投資事業有限責任組
		合	合
		群馬キャピタル2号	群馬キャピタル2号
		投資事業有限責任組	投資事業有限責任組
		合	合
		持分法非適用の非連結	持分法非適用の非連結
		子会社は、中間純損益	子会社は、当期純損益
		(持分に見合う額)、利	(持分に見合う額)及び
		益剰余金(持分に見合う	利益剰余金(持分に見合
		額)及び繰延ヘッジ損益	う額)等からみて、持分
		(持分に見合う額)等か	法の対象から除いても連
		らみて、持分法の対象か	結財務諸表に重要な影響
		ら除いても中間連結財務	を与えないため、持分法
		諸表に重要な影響を与え	の対象から除いておりま
		ないため、持分法の対象	す。
		から除いております。	
	(4) 持分法非適用の関連会	(4) 持分法非適用の関連会	(4) 持分法非適用の関連会
1		I .	
	社	社	社
	該当ありません。	同左	同左
3 連結子会社の(中	該当ありません。 (1) 連結子会社の中間決算		同左 (1) 連結子会社の決算日は
間)決算日等に関す	該当ありません。 (1) 連結子会社の中間決算 日は次のとおりでありま	同左	同左 (1) 連結子会社の決算日は 次のとおりであります。
	該当ありません。 (1) 連結子会社の中間決算 日は次のとおりでありま す。	同左	同左 (1) 連結子会社の決算日は 次のとおりであります。 12月末日 1社
間)決算日等に関す	該当ありません。 (1) 連結子会社の中間決算 日は次のとおりでありま す。 6月末日 1社	同左	同左 (1) 連結子会社の決算日は 次のとおりであります。
間)決算日等に関す	該当ありません。 (1) 連結子会社の中間決算 日は次のとおりでありま す。 6月末日 1社 9月末日 5社	同左 (1) 同左	同左 (1) 連結子会社の決算日は 次のとおりであります。 12月末日 1社 3月末日 5社
間)決算日等に関す	該当ありません。 (1) 連結子会社の中間決算 日は次のとおりであります。 6月末日 1社 9月末日 5社 (2) 連結子会社は、それぞ	同左	同左 (1) 連結子会社の決算日は 次のとおりであります。 12月末日 1社 3月末日 5社 (2) 子会社については、そ
間)決算日等に関す	該当ありません。 (1) 連結子会社の中間決算 日は次のとおりであります。 6月末日 1社 9月末日 5社 (2) 連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸	同左 (1) 同左	同左 (1) 連結子会社の決算日は 次のとおりであります。 12月末日 1社 3月末日 5社 (2) 子会社については、それぞれの決算日の財務諸
間)決算日等に関す	該当ありません。 (1) 連結子会社の中間決算 日は次のとおりであります。 6月末日 1社 9月末日 5社 (2) 連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しておりま	同左 (1) 同左	同左 (1) 連結子会社の決算日は 次のとおりであります。 12月末日 1社 3月末日 5社 (2) 子会社については、そ れぞれの決算日の財務諸 表により連結しておりま
間)決算日等に関す	該当ありません。 (1) 連結子会社の中間決算 日は次のとおりであります。 6月末日 1社 9月末日 5社 (2) 連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。	同左 (1) 同左	同左 (1) 連結子会社の決算日は 次のとおりであります。 12月末日 1社 3月末日 5社 (2) 子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。
間)決算日等に関す	該当ありません。 (1) 連結子会社の中間決算 日は次のとおりであります。 6月末日 1社 9月末日 5社 (2) 連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記	同左 (1) 同左	同左 (1) 連結子会社の決算日は 次のとおりであります。 12月末日 1社 3月末日 5社 (2) 子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決
間)決算日等に関す	該当ありません。 (1) 連結子会社の中間決算 日は次のとおりであります。 6月末日 1社 9月末日 5社 (2) 連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に	同左 (1) 同左	同左 (1) 連結子会社の決算日は 次のとおりであります。 12月末日 1社 3月末日 5社 (2) 子会社については、そ れぞれの決算日の財務諸 表により連結しておりま す。 連結決算日と上記の決 算日等との間に生じた重
間)決算日等に関す	該当ありません。 (1) 連結子会社の中間決算 日は次のとおりであります。 6月末日 1社 9月末日 5社 (2) 連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引につい	同左 (1) 同左	同左 (1) 連結子会社の決算日は 次のとおりであります。 12月末日 1社 3月末日 5社 (2) 子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については必要
間)決算日等に関す	該当ありません。 (1) 連結子会社の中間決算 日は次のとおりであります。 6月末日 1社 9月末日 5社 (2) 連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行って	同左 (1) 同左	同左 (1) 連結子会社の決算日は 次のとおりであります。 12月末日 1社 3月末日 5社 (2) 子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っておりま
間)決算日等に関す る事項	該当ありません。 (1) 連結子会社の中間決算 日は次のとおりであります。 6月末日 1社 9月末日 5社 (2) 連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日と上記の中間決算日とと間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。	同左 (1) 同左 (2) 同左	同左 (1) 連結子会社の決算日は 次のとおりであります。 12月末日 1社 3月末日 5社 (2) 子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。
間)決算日等に関する事項 4 会計処理基準に関	該当ありません。 (1) 連結子会社の中間決算 日は次のとおりであります。 6月末日 1社 9月末日 5社 (2) 連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。 (1) 商品有価証券の評価基	同左 (1) 同左 (2) 同左 (1) 商品有価証券の評価基	同左 (1) 連結子会社の決算日は 次のとおりであります。 12月末日 1社 3月末日 5社 (2) 子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。 (1) 商品有価証券の評価基
間)決算日等に関す る事項	該当ありません。 (1) 連結子会社の中間決算 目は次のとおりであります。 6月末日 1社 9月末日 5社 (2) 連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。 (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法	同左 (1) 同左 (2) 同左 (1) 商品有価証券の評価基 準及び評価方法	同左 (1) 連結子会社の決算日は 次のとおりであります。 12月末日 1社 3月末日 5社 (2) 子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日を上記の決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。 (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
間)決算日等に関する事項 4 会計処理基準に関	該当ありません。 (1) 連結子会社の中間決算 日は次のとおりであります。 6月末日 1社 9月末日 5社 (2) 連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日と上記の中間決算の中間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。 (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法商品有価証券の評価	同左 (1) 同左 (2) 同左 (1) 商品有価証券の評価基	同左 (1) 連結子会社の決算日は 次のとおりであります。 12月末日 1社 3月末日 5社 (2) 子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。 (1) 商品有価証券の評価基
間)決算日等に関する事項 4 会計処理基準に関	該当ありません。 (1) 連結子会社の中間決算 日は次のとおりであります。	同左 (1) 同左 (2) 同左 (1) 商品有価証券の評価基 準及び評価方法	同左 (1) 連結子会社の決算日は 次のとおりであります。 12月末日 1社 3月末日 5社 (2) 子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日を上記の決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。 (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
間)決算日等に関する事項 4 会計処理基準に関	該当ありません。 (1) 連結子会社の中間決算 日は次のとおりであります。 6月末日 1社 9月末日 5社 (2) 連結子会社は、それぞれの中間決算はしており連結とり連結との中間決算を行っており連結は、の中間決算を表にと上間の中間決算を表にといては必要な調整を行っております。 (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は、主として移動平均法によ	同左 (1) 同左 (2) 同左 (1) 商品有価証券の評価基 準及び評価方法	同左 (1) 連結子会社の決算日は 次のとおりであります。 12月末日 1社 3月末日 5社 (2) 子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日を上記の決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。 (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
間)決算日等に関する事項 4 会計処理基準に関	該当ありません。 (1) 連結子会社の中間決算 日は次のとおりであります。	同左 (1) 同左 (2) 同左 (1) 商品有価証券の評価基 準及び評価方法	同左 (1) 連結子会社の決算日は 次のとおりであります。 12月末日 1社 3月末日 5社 (2) 子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日を上記の決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。 (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

台西周海外人到一种明	业期,率件 → 型<	治軍社会制任廃
前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日
至 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
(2) 有価証券の評価基準及	(2) 有価証券の評価基準及	(2) 有価証券の評価基準及
び評価方法	び評価方法	び評価方法
(イ)有価証券の評価は、	(イ)有価証券の評価は、	(イ)有価証券の評価は、
満期保有目的の債券に	満期保有目的の債券に	満期保有目的の債券に
ついては移動平均法に	ついては移動平均法に	ついては移動平均法に
よる償却原価法(定額	よる償却原価法(定額	よる償却原価法(定額
法)、その他有価証券	法)、その他有価証券	法)、その他有価証券
のうち時価のあるもの	のうち時価のあるもの	のうち時価のあるもの
については、中間連結	については、中間連結	については、連結決算
決算日の市場価格等に	決算日の市場価格等に	日の市場価格等に基づ
基づく時価法(売却原	基づく時価法(売却原	く時価法(売却原価は
価は主として移動平均	価は主として移動平均	主として移動平均法に
法により算定)、時価	法により算定)、時価	より算定)、時価のな
のないものについて	のないものについて	いものについては、移
は、移動平均法による	は、移動平均法による	動平均法による原価法
原価法又は償却原価法	原価法又は償却原価法	又は償却原価法により
により行っておりま	により行っておりま	行っております。
す。	す。	なお、その他有価証
なお、その他有価証	なお、その他有価証	券の評価差額について
券の評価差額について	券の評価差額について	は、原則として全部資
は、原則として全部資	は、原則として全部純	本直入法により処理し
本直入法により処理し	資産直入法により処理	ております。
ております。	しております。	
(ロ)金銭の信託において	(ロ) 有価証券運用を主	(ロ) 同左
信託財産を構成してい	目的とする単独運用の	() [1922
る有価証券の評価は、	金銭の信託において信	
運用目的の金銭の信託	託財産として運用され	
については時価法、そ	ている有価証券の評価	
の他の金銭の信託につ	は、時価法により行っ	
いては上記(イ)のうち	ております。	
のその他有価証券と同	(4 U) A 1 0	
じ方法により行ってお		
ります。		
(3) デリバティブ取引の評	(3) デリバティブ取引の評	(3) デリバティブ取引の評
価基準及び評価方法	価基準及び評価方法	価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評	同左	同左
価は、時価法により行っ	IHJ/L	lH1∕T.
ております。		
しわりまり。		

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

(4) 減価償却の方法 ①動産不動産

当行の動産不動産は、 定率法を採用し、年間減 価償却費見積額を期間に より按分し計上しており ます。

なお、主な耐用年数は 次のとおりであります。

建物:6年~50年 動産:3年~20年

連結子会社の動産不動 産については、資産の見 積耐用年数に基づき、主 として定額法により償却 しております。

②ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、 予め定めている償却・引 当基準に則り、次のとお り計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部 統制の検証並びに貸倒引当金の監査 に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行計立協会計士協会銀行等 監査特別委員会報告第4 号)に規定する正規定する債権について規定する債権について損害に分類を 当する債権につい類は、一定の種類毎に分類はよる 各々の貸倒実績率等に基づした貸倒実績率等に基づ 当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

(4)減価償却の方法①有形固定資産

当行の有形固定資産 は、定率法を採用し、年 間減価償却費見積額を期 間により按分し計上して おります。

なお、主な耐用年数は 次のとおりであります。

建物:6年~50年 動産:3年~20年 連結子会社の有形固定 資産については、資産の 見積耐用年数に基づき、 主として定額法により償 却しております。

②無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、 予め定めている償却・引 当基準に則り、次のとお り計上しております。

- 前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
- (4) 減価償却の方法

①動産不動産

当行の動産不動産は、 定率法を採用しておりま す。

なお、主な耐用年数は 次のとおりであります。

建物:6年~50年 動産:3年~20年 連結子会社の動産不動 産については、資産の見

積耐用年数に基づき、主 として定額法により償却 しております。

②ソフトウェア

却しております。

自社利用のソフトウェ アについては、当行及び 連結子会社で定める利用 可能期間(主として5年) に基づく定額法により償

(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、 予め定めている償却・引 当基準に則り、次のとお り計上しております。

破産、特別清算等法的 に経営破綻の事実が発生 している債務者(以)。 「破綻先」という。)に係る債権及びそれを債務者(といる債務者(という。)に係る債務生にある債務に要領債権にある債権に担保ののでは、可能見込びは、可能見込びではののでは、での残額を担いてののでは、といいのののでは、といいののでは、といいののでは、といいののでは、といいののでは、といいののでは、といいののでは、といいののでは、といいののでは、といいののでは、といいののでは、といいのでは、はいいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、といいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいいのでは、はいいのでは、はいいいのでは、は 前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

き引き当てております。 破綻懸念先債権に相当す る債権については、債権 額から担保の処分可能見 込額及び保証による回収 可能見込額を控除し、そ の残額のうち必要と認め る額を引き当てておりま す。破綻先債権及び実質 破綻先債権に相当する債 権については、債権額か ら、担保の処分可能見込 額及び保証による回収可 能見込額を控除した残額 を引き当てております。 特定海外債権について は、対象国の政治経済情 勢等に起因して生ずる損 失見込額を特定海外債権 引当勘定として引き当て ております。

すべての債権は、資産 の自己査定基準に基づ き、営業関連部署が資産 査定を実施し、当該部署 から独立した資産監査部 署が査定結果を監査して おり、その査定結果に基 づいて上記の引き当てを 行っております。

連結子会社の貸倒引当 金は、一般債権について は過去の貸倒実績率等を 勘案して必要と認めた額 を、貸倒懸念債権等特定 の債権については、個別 に回収可能性を勘案し、 回収不能見込額をそれぞ れ引き当てております。 当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

いが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認いという。れる債務者(以と下される債務者(以という。)には、係る債権に任務を債権を担いてののでは、債務者の支払に関係をでいる。 た総合的に判断しておりを終る額を計上しております。

貸出条件緩和債権等を 有する債務者で与信額が 一定額以上の大口債務者 のうち、債権の元本の回 収及び利息の受取りに係 るキャッシュ・フローを 合理的に見積もることが できる債権については、 当該キャッシュ・フロー を貸出条件緩和実施前の 約定利子率で割引いた金 額と債権の帳簿価額との 差額を貸倒引当金とする 方法(キャッシュ・フロ 一見積法)により引き当 てております。上記以外 の債権については、過去 の一定期間における貸倒 実績から算出した貸倒実 績率等に基づき計上して おります。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署が充立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。

連結子会社の貸倒引当

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

いが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以と認い、「破綻懸念先」という。)係る債権についのは、債権額から担保保証をは、債権制力でのの。これでは、その残額のうち、債務者の支払能力等を認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権等を 有する債務者で与信額が 一定額以上の大口債務者 のうち、債権の元本の回 収及び利息の受取りに係 るキャッシュ・フローを 合理的に見積もることが できる債権については、 当該キャッシュ・フロー を貸出条件緩和実施前の 約定利子率で割引いた金 額と債権の帳簿価額との 差額を貸倒引当金とする 方法(キャッシュ・フロ 一見積法。以下「DCF 法」という。) より引き 当てております。上記以 外の債権については、過 去の一定期間における貸 倒実績から算出した貸倒 実績率等に基づき計上し ております。特定海外債 権については、対象国の 政治経済情勢等に起因し て生ずる損失見込額を特 定海外債権引当勘定とし て引き当てております。

すべての債権は、資産 の自己査定基準に基づ き、営業関連部署が資産 査定を実施し、当該部署

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1日	(自 平成17年4月1日
至 平成17年9月30日)	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
	金は、一般債権について	から独立した資産監査部
	は過去の貸倒実績率等を	署が査定結果を監査して
	勘案して必要と認めた額	おり、その査定結果に基
	を、貸倒懸念債権等特定	づいて上記の引き当てを
	の債権については、個別	行っております。
	に回収可能性を勘案し、	また、当連結会計年度
	回収不能見込額をそれぞ	より、平成15年2月24日
	れ引き当てております。	に公表された日本公認会
	10010 - 0000000	計士協会「銀行等金融機
		関において貸倒引当金の
		計上方法としてキャッシ
		ュ・フロー見積法(DC
		F法)が採用されている
		場合の監査上の留意事
		項」等の趣旨を踏まえた
		上記DCF法を適用した
		ことに伴い、経常利益及
		び税金等調整前当期純利
		益は、従来の方法によっ
		た場合に比べ、649百万
		円減少しております。
		連結子会社の貸倒引当
		金は、一般債権について
		は過去の貸倒実績率等を
		勘案して必要と認めた額
		を、貸倒懸念債権等特定
		の債権については、個別
		に回収可能性を勘案し、
		回収不能見込額をそれぞ
		れ引き当てております。
	I .	4レク c〓くしわりまり。

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1日	(自 平成17年4月1日
至 平成17年9月30日)	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
(6) 退職給付引当金の計上	(6) 退職給付引当金の計上	(6) 退職給付引当金の計上
基準	基準 一,	基準
退職給付引当金は、従	同左	退職給付引当金は、従
業員の退職給付に備える		業員の退職給付に備える
ため、当連結会計年度末		ため、当連結会計年度末
における退職給付債務及		における退職給付債務及
び年金資産の見込額に基		び年金資産の見込額に基
づき、当中間連結会計期		づき、必要額を計上して
間末において発生してい		おります。また、過去勤
ると認められる額を計上		務債務及び数理計算上の
しております。また、過		差異の費用処理方法は以
去勤務債務及び数理計算		下のとおりであります。
上の差異の費用処理方法		過去勤務債務:
は以下のとおりでありま		その発生時の従業員
す。		の平均残存勤務期間
過去勤務債務:		内の一定の年数(主
その発生時の従業員		として10年)による
の平均残存勤務期間		定額法により損益処
内の一定の年数(主		理
として10年) による		数理計算上の差異:
定額法により損益処		各連結会計年度の発
理		生時の従業員の平均
数理計算上の差異:		残存勤務期間内の一
各連結会計年度の発		定の年数(主として
生時の従業員の平均		10年)による定額法
残存勤務期間内の一		により按分した額
定の年数(主として		を、それぞれ発生の
10年)による定額法		翌連結会計年度から
により按分した額		損益処理
を、それぞれ発生の		V (300)
翌連結会計年度から		
損益処理		
(7) 外貨建資産・負債の換	(7) 外貨建資産・負債の換	(7) 外貨建資産・負債の換
算基準	算基準	算基準
当行の外貨建資産・負	同左	当行の外貨建資産・負
債及び海外支店勘定は、		債及び海外支店勘定は、
主として中間連結決算日		主として連結決算日の為
の為替相場による円換算		替相場による円換算額を
額を付しております。		付しております。
連結子会社の外貨建資		連結子会社の外貨建資
産・負債については、そ		産・負債については、そ
れぞれの中間決算日等の		れぞれの決算日等の為替
為替相場により換算して		相場により換算しており
おります。		ます。

並再用本体入到。四 期	水中間海外人計 中間	治事结合制定库
前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日
至 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	至 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
(8) リース取引の処理方法	(8) リース取引の処理方法	(8) リース取引の処理方法
当行及び国内連結子会	同左	同左
社のリース物件の所有権	j · y /mini	I. dyman
が借主に移転すると認め		
られるもの以外のファイ		
ナンス・リース取引につ		
いては、通常の賃貸借取		
引に準じた会計処理によ		
っております。		
(9) 重要なヘッジ会計の方	(9)重要なヘッジ会計の方	(9) 重要なヘッジ会計の方
法	法	法
(イ) 金利リスク・ヘッ	(イ) 金利リスク・ヘッ	(イ)金利リスク・ヘッ
ÿ	<u>ن</u>	· (1) 並(() / () / () / () / () / () / () / (
- 当行の金融資産・負債	同左	同左
から生じる金利リスクに	,	1
対するヘッジ会計の方法		
は、「銀行業における金		
融商品会計基準適用に関		
する会計上及び監査上の		
取扱い」(日本公認会計		
士協会業種別監査委員会		
報告第24号)に規定する		
繰延ヘッジによっており		
ます。ヘッジ有効性評価		
の方法については、相場		
変動を相殺するヘッジに		
ついて、ヘッジ対象とな		
る預金・貸出金等とヘッ		
ジ手段である金利スワッ		
プ取引等を一定の(残存)		
期間毎にグルーピングの		
うえ特定し評価しており		
ます。		
また、一部の資産・負		
債については、金利スワ		
ップの特例処理を行って		
おります。		
(ロ) 為替変動リスク・	(ロ) 為替変動リスク・	(ロ) 為替変動リスク・
ヘッジ	ヘッジ	ヘッジ
当行の外貨建金融資	同左	同左
産・負債から生じる為替		
変動リスクに対するヘッ		
ジ会計の方法は、「銀行		
業における外貨建取引等		
の会計処理に関する会計		
上及び監査上の取扱い」		
(日本公認会計士協会業		
種別監査委員会報告第25		

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日
	至 平成17年9月30日)	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
	号) に規定する繰延ヘッ		
	ジによっております。		
	ヘッジ有効性評価の方		
	法については、外貨建金		
	銭債権債務等の為替変動		
	リスクを減殺する目的で		
	行う通貨スワップ取引及		
	び為替スワップ取引等を		
	ヘッジ手段とし、ヘッジ		
	対象である外貨建金銭債		
	権債務等に見合うヘッジ		
	手段の外貨ポジション相		
	当額が存在することを確		
	認することによりヘッジ		
	の有効性を評価しており		
	ます。		
	(10)消費税等の会計処理	(10)消費税等の会計処理	(10) 消費税等の会計処理
	当行及び国内連結子会	同左	同左
	社の消費税及び地方消費		
	税の会計処理は、税抜方		
	式によっております。		
5 (中間)連結キャッ	中間連結キャッシュ・フ	同左	連結キャッシュ・フロー
シュ・フロー計算書	ロー計算書における資金の		計算書における資金の範囲
における資金の範囲	範囲は、中間連結貸借対照		は、連結貸借対照表上の
	表上の「現金預け金」のう		「現金預け金」のうち現金
	ち現金及び日本銀行への預		及び日本銀行への預け金で
	け金であります。		あります。

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1日	(自 平成17年4月1日
至 平成17年9月30日)	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
(固定資産の減損に係る会計基準)		(固定資産の減損に係る会計基準)
固定資産の減損に係る会計基準		固定資産の減損に係る会計基準
(「固定資産の減損に係る会計基		(「固定資産の減損に係る会計基
準の設定に関する意見書」(企業		準の設定に関する意見書」(企業
会計審議会平成14年8月9日))		会計審議会平成14年8月9日))
及び「固定資産の減損に係る会計		及び「固定資産の減損に係る会計
基準の適用指針」(企業会計基準		基準の適用指針」(企業会計基準
適用指針第6号平成15年10月31		適用指針第6号平成15年10月31
日)を当中間連結会計期間から適		日)を当連結会計年度から適用し
用しております。これにより税金		ております。これにより税金等調
等調整前中間純利益は1,050百万円		整前当期純利益は1,061百万円減少
減少しております。		しております。
なお、銀行業においては、「銀		なお、銀行業においては、「銀
行法施行規則」(昭和57年大蔵省		行法施行規則」(昭和57年大蔵省
令第10号) に基づき減価償却累計		令第10号) に基づき減価償却累計
額を直接控除により表示している		額を直接控除により表示している
ため、減損損失累計額につきまし		ため、減損損失累計額につきまし
ては、各資産の金額から直接控除		ては、各資産の金額から直接控除
しております。		しております。
	 (貸借対照表の純資産の部の表示に	
	関する会計基準)	
	247 22111 2 17	
	「貸借対照表の純資産の部の表	
	示に関する会計基準」(企業会計	
	基準第5号平成17年12月9日)及	
	び「貸借対照表の純資産の部の表	
	示に関する会計基準等の適用指	
	針」(企業会計基準適用指針第8	
	号平成17年12月9日)を当中間連	
	結会計期間から適用しておりま	
	す。	
	当中間連結会計期間末における	
	従来の「資本の部」に相当する金	
	額は369,336百万円であります。	
	なお、当中間連結会計期間にお	
	ける中間連結貸借対照表の純資産	
	の部については、中間連結財務諸	
	表規則及び銀行法施行規則の改正	
	に伴い、改正後の中間連結財務諸	
	表規則及び銀行法施行規則により	
	作成しております。	
	24//2/13/4 9 22/14 12/22 14//23/11 91 9	

表示方法の変更

(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日) ————	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別 紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内 閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)によ
至 平成17年9月30日)	「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別 紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内
	紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内
	り改正され、平成18年4月1日以後開始する連結会
	計年度から適用されることになったこと等に伴い、
	当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更し
	ております。
	(中間連結貸借対照表関係)
	(1) 純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に
	含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は
	評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換
	算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示
	しております。
	(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」
	は、純資産の部に表示しております。
	(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固
	定資産」又は「その他資産」に区分して表示し
	ております。
	(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウ
	ェアは、「無形固定資産」に含めて表示してお
	ります。
	(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)
	「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対
	照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形
	固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産
	処分損益(△)」等として表示しております。
	また、「動産不動産の取得による支出」は「有形
	固定資産の取得による支出」等として、「動産不動
	産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却に
	よる収入」等として表示しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)

- ※1 有価証券には、非連結子会社 の株式605百万円を含んでおり ます。
- ※2 貸出金のうち、破綻先債権額 は6,776百万円、延滞債権額は 150,771百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本 又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て 又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった 貸出金(貸倒償却を行ったた分を除く。以下「未収利息不計上 貸出金」という。)のうち、 貸出金」という。)のうち、 人税法施行令(昭和40年政令 97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延 滞債権額は2,735百万円であり ます。

> なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3月以上遅延 している貸出金で破綻先債権及 び延滞債権に該当しないもので あります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は50,686百万円でありま す。

> なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3ヵ月以上延滞債権に 該当しないものであります。

当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)

- ※1 有価証券には、非連結子会社 の株式1,439百万円を含んでお ります。
- ※2 貸出金のうち、破綻先債権額は7,107百万円、延滞債権額は121,319百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本 又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の取立とその他の取立の見込みがないもの取立の見込みがないもので表収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った不計とでは受ける。)のうちと貸出金」という。)のうちとり、第96条第1項第3号のははであります。質出金であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延 滞債権額は1,123百万円であり ます。

> なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3月以上遅延 している貸出金で破綻先債権及 び延滞債権に該当しないもので あります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は52,905百万円であります。

> なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3ヵ月以上延滞債権に 該当しないものであります。

前連結会計年度末 (平成18年3月31日)

- ※1 有価証券には、非連結子会社 の株式1,424百万円を含んでお ります。
- ※2 貸出金のうち、破綻先債権額は7,564百万円、延滞債権額は127,577百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本 又は利息の支払の遅延が相の 間継続していることその他の 取立本又は利息の取の 取立中 又は弁済の見込みがないもの に未収利息を計上しなかった 貸出金(貸倒償却を行った不 貸出金」という。)のうちと 貸出金」という。)のうちと 貸出金」という。 のうちと がら、 のうち、 のうちに 関がる事由が でに 規定する事由が でいる 貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延 滞債権額は2,671百万円であり ます。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は42,865百万円でありま す。

> なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3ヵ月以上延滞債権に 該当しないものであります。

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)

※5 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 210,970百万円であります。

> なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

- ※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」としてもり。)に基づき金融取引として処理しております。これに買り受け入れた商業手形及び買り受け入れた商業手形及び買りという方法で自由に処分でる権利を有しておりますが、その額面金額は、78,378百万円であります。
- ※7 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

有価証券 316,170百万円 担保資産に対応する債務

預金 27,664百万円 コールマネー及び売渡手形 43,276百万円

債券貸借取引受入担保金

40,964百万円

その他負債 220百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証拠 金等の代用として、有価証券 77,959百万円を差し入れており ます

また、動産不動産のうち保証 金権利金は2,160百万円であり ます。

なお、手形の再割引は、業種 別監査委員会報告第24号に基づ き金融取引として処理しており ますが、当中間連結会計期間末 における取引はありません。 当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)

※5 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 182,455百万円であります。

> なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

- ※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買りという方法で自由に処分でる権利を有しておりますが、その額面金額は、78,955百万円であります。
- ※7 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

有価証券 285,468百万円 担保資産に対応する債務

預金 7,956百万円 コールマネー及び売渡手形 48,211百万円

債券貸借取引受入担保金

7,661百万円

その他負債 329百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証拠 金等の代用として、有価証券 74,086 百万円及びその他資産 0百万円を差し入れておりま す。

また、その他資産のうち保証金は1,458百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種 別監査委員会報告第24号に基づ き金融取引として処理しており ますが、当中間連結会計期間末 における取引はありません。 前連結会計年度末 (平成18年3月31日)

※5 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 180,678百万円であります。

> なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

- ※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分でる権利を有しておりますが、その額面金額は、82,223百万円であります。
- ※7 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

有価証券 342,183百万円 担保資産に対応する債務

預金 29,012百万円 コールマネー及び売渡手形 80,479百万円

債券貸借取引受入担保金

64,918百万円

その他負債 122百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証拠 金等の代用として、有価証券 76,051 百万円及びその他資産 0百万円を差し入れておりま す。

また、動産不動産のうち保証 金権利金は2,147百万円であり ます。

なお、手形の再割引は、業種 別監査委員会報告第24号に基づ き金融取引として処理しており ますが、当連結会計年度末にお ける取引はありません。 前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がなむ限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約に係る融資未実行残高は、1,203,428百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,176,255百万円あります。

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行及び 連結子会社の将来のキャッシ ュ・フローに影響を与えるもの ではありません。これらの契約 の多くには、金融情勢の変化、 債権の保全及びその他相当の事 由があるときは、当行及び連結 子会社が実行申し込みを受けた 融資の拒絶又は契約極度額の減 額をすることができる旨の条項 が付けられております。また、 契約時において必要に応じて不 動産・有価証券等の担保を徴求 するほか、契約後も定期的に (半年毎に)予め定めている行内 (社内)手続に基づき顧客の業況 等を把握し、必要に応じて契約 の見直し、与信保全上の措置等 を講じております。

※9 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は55百万円、繰延ヘッジ利益の総額は109百万円であります。

当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約で係る関策実行残高は、1,108,499百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,076,625百万円あります。

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行及び 連結子会社の将来のキャッシ ュ・フローに影響を与えるもの ではありません。これらの契約 の多くには、金融情勢の変化、 債権の保全及びその他相当の事 由があるときは、当行及び連結 子会社が実行申し込みを受けた 融資の拒絶又は契約極度額の減 額をすることができる旨の条項 が付けられております。また、 契約時において必要に応じて不 動産・有価証券等の担保を徴求 するほか、契約後も定期的に (半年毎に)予め定めている行内 (社内)手続に基づき顧客の業況 等を把握し、必要に応じて契約 の見直し、与信保全上の措置等 を講じております。

前連結会計年度末 (平成18年3月31日)

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がなか限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約に係る配資未実行残高は、1,184,707百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,153,521百万円あります。

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行及び 連結子会社の将来のキャッシ ュ・フローに影響を与えるもの ではありません。これらの契約 の多くには、金融情勢の変化、 債権の保全及びその他相当の事 由があるときは、当行及び連結 子会社が実行申し込みを受けた 融資の拒絶又は契約極度額の減 額をすることができる旨の条項 が付けられております。また、 契約時において必要に応じて不 動産・有価証券等の担保を徴求 するほか、契約後も定期的に (半年毎に)予め定めている行内 (社内)手続に基づき顧客の業況 等を把握し、必要に応じて契約 の見直し、与信保全上の措置等 を講じております。

※9 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は16百万円、繰延ヘッジ利益の総額は82百万円であります。

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)

当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)

前連結会計年度末 (平成18年3月31日)

土地の再評価に関する法律

(平成10年3月31日公布法律第

34号) に基づき、当行の事業用

土地の再評価を行い、評価差額

については、当該評価差額に係

る税金相当額を「再評価に係る 繰延税金負債」として負債の部

に計上し、これを控除した金額

を「土地再評価差額金」として

資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日

※10

※10 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第 34号) に基づき、当行の事業用 土地の再評価を行い、評価差額 については、当該評価差額に係 る税金相当額を「再評価に係る 繰延税金負債」として負債の部 に計上し、これを控除した金額 を「土地再評価差額金」として 資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める 再評価の方法

土地の再評価に関する法 律施行令(平成10年3月31 日公布政令第119号)第2条 第4号に基づいて、路線価 に奥行価格補正等の合理的 な調整を行って算出。

34号) に基づき、当行の事業用 土地の再評価を行い、評価差額 については、当該評価差額に係 る税金相当額を「再評価に係る 繰延税金負債」として負債の部 に計上し、これを控除した金額 を「土地再評価差額金」として 純資産の部に計上しておりま

再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める 再評価の方法

土地の再評価に関する法 律施行令(平成10年3月31 日公布政令第119号)第2条 第4号に基づいて、路線価 に奥行価格補正等の合理的 な調整を行って算出。

※10 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第

> 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める 再評価の方法 土地の再評価に関する法

律施行令(平成10年3月31 日公布政令第119号)第2条 第4号に基づいて、路線価 に奥行価格補正等の合理的 な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価 を行った事業用土地の当連結会 計年度末における時価の合計額 と当該事業用土地の再評価後の 帳簿価額の合計額との差額

22,211百万円

※11 動産不動産の減価償却累計額 141,841百万円

※12 動産不動産の圧縮記帳額 4,221百万円

(当中間連結会計期間圧縮記帳額 一 百万円)

※13 借用金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入 金38,500百万円が含まれており ます。

※11 有形固定資産の減価償却累計 141,347百万円

※12 有形固定資産の圧縮記帳額 4,146百万円

(当中間連結会計期間圧縮記帳額 - 百万円)

※13 借用金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入 金13,000百万円が含まれており ます。

※11 動産不動産の減価償却累計額 139,762百万円

※12 動産不動産の圧縮記帳額 4,221百万円

(当連結会計年度圧縮記帳額

- 百万円)

※13 借用金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入 金13,000百万円が含まれており ます。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

※1 その他経常費用には、貸出金 償却3百万円、貸倒引当金繰入 額7,159百万円、株式等償却136 百万円及び貸出債権売却損790 百万円を含んでおります。

※4 当中間連結会計期間において、当行グループは、以下の動産不動産について減損損失を計上しております。

(単位:百万円)

地域	主な用途	減損損失
	営業用店舗	806
张田中	22ヶ所	000
群馬県内	遊休資産	40
	1ヶ所	40
	営業用店舗	21
7V FF 18 61	1ヶ所	21
群馬県外	遊休資産	181
	2ヶ所	
合計		1,050

これらの営業用店舗等は、 営業キャッシュ・フローの低 下及び継続的な地価の下落に より、資産グループの帳簿価 額を回収可能価額まで減額 し、当該減少額を減損損失 (1,050百万円)として特別 損失に計上しております。

当行の営業用店舗等については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから原則として支店単位で、遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、電算センター、寮・社宅、厚生施設等につい

当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

※1 その他経常費用には、貸出金 償却0百万円、貸倒引当金繰入 額7,817百万円、株式等償却428 百万円及び貸出債権売却損163 百万円を含んでおります。

※3 特別損失には、時間外割増賃 金等の遡及支払額1,177百万円 を含んでおります。

※4 当中間連結会計期間において、当行グループは、以下の有形固定資産について減損損失を計上しております。

(単位:百万円)

地域	主な用途	減損損失
WEIL	営業用店舗	347
群馬県内	2ヶ所	347
3V E II N	営業用店舗	732
群馬県外	1ヶ所	132
合計		1,079

これらの営業用店舗は、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,079百万円)として特別損失に計上しております。

当行の営業用店舗については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから原則として支店単位で、遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、電算センター、寮・社宅、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

連結子会社については、主

前連結会計年度(自 平成17年4月1日

(目 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

- ※1 その他経常費用には、貸出金 償却25百万円、株式等償却136 百万円及び貸出債権の売却に伴 う損失1,240百万円を含んでお ります。
- ※2 特別利益には、新年金制度 (基金型確定給付企業年金)移 行に伴う厚生年金基金の付加部 分清算益を含んでおります。

※4 当連結会計年度において、当 行グループは、以下の動産不動 産について減損損失を計上して おります。

(単位:百万円)

地域	主な用途	減損損失
	営業用店舗	806
W E I L	22ヶ所	800
群馬県内	遊休資産	40
	1ヶ所	40
	営業用店舗	33
	2ヶ所	33
群馬県外	遊休資産	101
	2ヶ所	181
合計		1,061

これらの営業用店舗等は、 営業キャッシュ・フローの低 下及び継続的な地価の下落に より、資産グループの帳簿価 額を回収可能価額まで減額 し、当該減少額を減損損失 (1,061百万円)として特別 損失に計上しております。

当行の営業用店舗等については、個別に継続的な収支の 把握を行っていることから原 則として支店単位で、遊休資 産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、電算センター、 寮・社宅、厚生施設等につい

前中間連結会計期間
(自 平成17年4月1日
至 平成17年9月30日)
ては独立したキャッシュ・
ーを生み出さないことから

フロ ら共用 資産としております。

連結子会社については、主と して各社を1つの資産グループ としております。

なお、当中間連結会計期間に おいて減損損失の測定に使用し た回収可能価額は正味売却価額 であり、正味売却価額は主とし て不動産鑑定評価基準に基づい て算出しております。

当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

として各社を1つの資産グル ープとしております。

なお、当中間連結会計期間に おいて減損損失の測定に使用し た回収可能価額は正味売却価額 であり、正味売却価額は主とし て不動産鑑定評価基準に基づい て算出しております。

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 平成18年3月31日)

ては独立したキャッシュ・フロ ーを生み出さないことから共用 資産としております。

連結子会社については、主と して各社を1つの資産グループ としております。

なお、当連結会計年度におい て減損損失の測定に使用した回 収可能価額は正味売却価額であ り、正味売却価額は主として不 動産鑑定評価基準に基づいて算 出しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	504, 888	_		504, 888	
合計	504, 888	_		504, 888	
自己株式					
普通株式	6, 785	79	158	6, 706	注
合計	6, 785	79	158	6, 706	

⁽注) 自己株式の増加79千株は単元未満株式の買取りによる増加であり、自己株式の減少158千株は売却による減少であります。

2 配当に関する事項

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,743	3. 5	平成18年3月31日	平成18年6月29日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日 後となるもの

(決 議)	株式 の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月24日	普通	1 404	スの仙利光副人人	2.0	亚比10年0月20日	亚比10年10日 0日
取締役会	株式	1, 494	その他利益剰余金	3. 0	平成18年9月30日	平成18年12月8日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
現金及び現金同等物の	の中間期末残	現金及び現金同等物	かの中間期末残	現金及び現金同等物	の期末残高と
高と中間連結貸借対照	表に掲記され	高と中間連結貸借対照表に掲記され		連結貸借対照表に掲記されている科	
ている科目の金額との	関係	ている科目の金額との関係		目の金額との関係	
(単	位:百万円)	(単位:百万円)		(単位:百万円)	
平成17年9月30日現在	生	平成18年9月30日現在		平成18年3月31日現在	
現金預け金勘定	121, 916	現金預け金勘定	80, 369	現金預け金勘定	82, 748
日本銀行以外へ	A 96 794	日本銀行以外へ	A 1 220	日本銀行以外へ	A 9 607
の預け金	△26, 734	の預け金	△1, 330	の預け金	△8, 697
現金及び現金	OF 100	現金及び現金	70, 020	現金及び現金	74 051
同等物	95, 182	同等物	79, 038	同等物	74, 051

(リース取引関係)

	会計期間 年4月1日 年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
1 リース物件の原	所有権が借主に移	1 リース物件の	所有権が借主に移	1 リース物件の所有権が借主に移	
転すると認められ	1るもの以外のフ	転すると認められるもの以外のフ		転すると認められるもの以外のフ	
ァイナンス・リー	ース取引	ァイナンス・リ	ース取引	ァイナンス・リ	ース取引
(貸手側)		(貸手側)		(貸手側)	
リース物件のB	取得価額、減価償	・リース物件の	取得価額、減価償	リース物件の	取得価額、減価償
却累計額及び「	中間連結会計期間	却累計額及び	中間連結会計期間	却累計額及び	年度末残高
末残高		末残高			
取得価額		取得価額		取得価額	
動産	93,461百万円	動産	93,808百万円	動産	94,147百万円
その他	33,821百万円	その他	36,396百万円	その他	35,447百万円
合計	127,282百万円	合計	130,205百万円	合計	129,594百万円
減価償却累計額	須	減価償却累計	額	減価償却累計	額
動産	59,005百万円	動産	60,412百万円	動産	60,162百万円
その他	17,473百万円	その他	20,094百万円	その他	18,896百万円
合計	76,479百万円	合計	80,507百万円	合計	79,059百万円
中間連結会計算	期間末残高	中間連結会計期間末残高		年度末残高	
動産	34,455百万円	動産	33,396百万円	動産	33,984百万円
その他	16,347百万円	その他	16,301百万円	その他	16,550百万円
合計	50,802百万円	合計	49,697百万円	合計	50,534百万円
・未経過リース料	斗中間連結会計期	・未経過リース料中間連結会計期		・未経過リース	料年度末残高相当
間末残高相当額	須	間末残高相当額		額	
1年内	15,619百万円	1年内	15,568百万円	1年内	15,690百万円
1年超	34,321百万円	1年超	33,215百万円	1年超	34,027百万円
合計	49,940百万円	合計	48,784百万円	合計	49,717百万円
・受取リース料、	減価償却費及び	・受取リース料、減価償却費及び		・受取リース料、減価償却費及び	
受取利息相当額	須	受取利息相当額		受取利息相当額	
受取リース料	斗 10,268百万円	受取リース	料 10,300百万円	受取リース	料 20,533百万円
減価償却費	8,384百万円	減価償却費	8,419百万円	減価償却費	16,791百万円
受取利息相当	当額 1,479百万円	受取利息相	当額 1,479百万円	受取利息相当額 2,982百万円	
・利息相当額の第	章定方法	・利息相当額の	算定方法	・利息相当額の	算定方法
リース料総智	領と見積残存価額	リース料総	額と見積残存価額	リース料総	額と見積残存価額
の合計額から	リース物件の購入	の合計額から	リース物件の購入	の合計額から	リース物件の購入
価額を控除した	た額を利息相当額	価額を控除した額を利息相当額		価額を控除した額を利息相当額	
とし、各中間通	車結会計期間への	とし、各中間	連結会計期間への	とし、各連結	会計年度への配分
配分方法につい	いては、利息法に	配分方法につ	いては、利息法に	方法について	は、利息法によっ
よっておりまっ	た。	よっておりま	す。	ております。	

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日) 当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) 前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

(借手側)

・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間 連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額

動産26百万円その他20百万円合計47百万円

減価償却累計額相当額

動産15百万円その他11百万円合計26百万円中間連結会計期間末残高相当額動産むの他8百万円合計20百万円

・未経過リース料中間連結会計期間未残高相当額

1年内9百万円1年超11百万円合計21百万円

・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料5百万円減価償却費相当額4百万円支払利息相当額0百万円

- ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によっております。
- 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の 取得価額相当額との差額を利息 相当額とし、各中間連結会計期 間への配分方法については、利 息法によっております。

リース資産に配分された減損損失 はありませんので、項目等の記載は 省略しております。

- 2 オペレーティング・リース取引 (借手側)
 - ・未経過リース料

1年内62百万円1年超71百万円合計134百万円

(借手側)

・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間 連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額

動産26百万円その他20百万円合計47百万円

減価償却累計額相当額

動産20百万円その他15百万円合計36百万円中間連結会計期間末残高相当額動産6百万円その他その他4百万円合計11百万円

・未経過リース料中間連結会計期間未残高相当額

1年内10百万円1年超1百万円合計11百万円

・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料5百万円減価償却費相当額4百万円支払利息相当額0百万円

- ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によっております。
- 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の 取得価額相当額との差額を利息 相当額とし、各中間連結会計期 間への配分方法については、利 息法によっております。

リース資産に配分された減損損失は ありませんので、項目等の記載は省 略しております。

2 オペレーティング・リース取引 (借手側)

・未経過リース料

1年内71百万円1年超43百万円合計114百万円

(借手側)

・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び年度 末残高相当額

取得価額相当額

動産26百万円その他20百万円合計47百万円

減価償却累計額相当額

動産17百万円その他13百万円合計31百万円

年度末残高相当額

動産8百万円その他6百万円合計15百万円

・未経過リース料年度末残高相当額

1年内9百万円1年超6百万円合計16百万円

・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料10百万円減価償却費相当額9百万円支払利息相当額0百万円

- ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によっております。
- ・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の 取得価額相当額との差額を利息 相当額とし、各連結会計年度へ の配分方法については、利息法 によっております。

リース資産に配分された減損損失は ありませんので、項目等の記載は省 略しております。

2 オペレーティング・リース取引 (借手側)

・未経過リース料

1年内59百万円1年超47百万円合計106百万円

(有価証券関係)

※中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
地方債	105, 715	107, 983	2, 267	2, 299	31
その他	7, 062	7, 097	34	55	20
外国債券	2, 150	2, 204	53	55	2
その他	4, 912	4, 893	△18	_	18
合計	112, 778	115, 081	2, 302	2, 355	52

- (注) 1 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。
 - 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	122, 781	224, 516	101, 735	103, 275	1, 539
債券	1, 342, 980	1, 355, 545	12, 565	15, 372	2, 807
国債	521, 875	524, 436	2, 561	3, 729	1, 168
地方債	302, 754	310, 348	7, 593	8, 351	757
社債	518, 350	520, 760	2, 410	3, 291	881
その他	241, 677	247, 777	6, 099	6, 863	763
外国債券	192, 169	192, 363	193	841	647
その他	49, 508	55, 414	5, 906	6, 021	115
合計	1, 707, 439	1, 827, 840	120, 400	125, 511	5, 111

- (注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
 - 2 評価差額には、複合金融商品の評価差額として損益に計上した評価差額0百万円は含まれておりません。
 - 3 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額 (平成17年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場事業債	6, 149
その他有価証券	
非上場株式	4, 464
非上場事業債	19, 630

Ⅱ 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
地方債	92, 927	93, 379	451
その他	12, 047	11, 871	△175
外国債券	2, 625	2, 539	△86
その他	9, 421	9, 331	△89
合計	104, 975	105, 251	276

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	121, 329	260, 885	139, 555
債券	1, 308, 417	1, 311, 495	3, 078
国債	507, 366	506, 122	△1, 243
地方債	264, 263	268, 304	4, 041
社債	536, 787	537, 068	280
その他	193, 692	200, 237	6, 544
外国債券	150, 066	149, 688	△377
その他	43, 626	50, 549	6, 922
合計	1, 623, 440	1, 772, 618	149, 178

- (注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上 したものであります。
 - 2 評価差額には、複合金融商品の評価差額として損益に計上した評価差額0百万円は含まれておりません。
- 3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額 (平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場事業債	6, 709
その他有価証券	
非上場株式	4, 503
非上場事業債	27, 460

Ⅲ 前連結会計年度末

1 売買目的有価証券(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	1,893	$\triangle 6$

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
地方債	98, 775	98, 569	△205	995	1, 200
その他	10, 291	10, 159	△131	24	156
外国債券	2, 296	2, 286	△9	24	33
その他	7, 995	7, 872	△122	_	122
合計	109, 067	108, 729	△337	1,019	1, 357

- (注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
 - 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。
- 3 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	125, 727	290, 447	164, 720	165, 050	329
債券	1, 369, 461	1, 359, 838	△9, 622	5, 808	15, 430
国債	562, 685	554, 325	△8, 360	933	9, 293
地方債	285, 481	287, 371	1,890	3, 663	1, 773
社債	521, 294	518, 141	△3, 152	1, 211	4, 363
その他	226, 412	238, 434	12, 022	13, 226	1, 203
外国債券	180, 325	179, 556	△768	308	1, 077
その他	46, 086	58, 878	12, 791	12, 917	126
合計	1, 721, 600	1, 888, 721	167, 120	184, 085	16, 964

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
 - 2 評価差額には、複合金融商品の評価差額として損益に計上した評価差額0百万円は含まれておりません。
 - 3 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

- 4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) 該当事項はありません。
- 5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	172, 321	1, 121	2, 278

6 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成18年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場事業債	6, 869
その他有価証券	
非上場株式	4, 628
非上場事業債	24, 110

- 7 保有目的を変更した有価証券 該当事項はありません。
- 8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額 (平成18年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	258, 742	842, 880	285, 533	102, 437
国債	73, 296	280, 050	100, 118	100, 860
地方債	39, 074	204, 712	142, 327	32
社債	146, 371	358, 117	43, 087	1, 544
その他	10, 823	69, 378	94, 273	32, 536
合計	269, 565	912, 258	379, 806	134, 973

(金銭の信託関係)

- I 前中間連結会計期間末
 - 1 満期保有目的の金銭の信託(平成17年9月30日現在) 該当事項はありません。
 - 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成17年9月30日現在)

	取得原価	中間連結貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
その他の 金銭の信託	4, 978	4, 947	△30	_	30

- (注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
 - 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

Ⅱ 当中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成18年9月30日現在) 該当事項はありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年9月30日現在) 該当事項はありません。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)	
運用目的の金銭の信託	19, 500	3	

- 2 満期保有目的の金銭の信託(平成18年3月31日現在) 該当事項はありません。
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年3月31日現在) 該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成17年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	120, 400
その他有価証券	120, 400
(△)繰延税金負債	48, 521
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	71, 879
(△)少数株主持分相当額	2
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る	4
評価差額金のうち親会社持分相当額	4
その他有価証券評価差額金	71, 880

Ⅱ 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	149, 178
その他有価証券	149, 178
(△)繰延税金負債	60, 118
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	89, 059
(△)少数株主持分相当額	4
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る	C
評価差額金のうち親会社持分相当額	6
その他有価証券評価差額金	89, 061

Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成18年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	167, 120
その他有価証券	167, 120
(△)繰延税金負債	67, 349
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	99, 770
(△)少数株主持分相当額	2
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る	7
評価差額金のうち親会社持分相当額	T .
その他有価証券評価差額金	99, 775

(デリバティブ取引関係)

- I 前中間連結会計期間末
- (1) 金利関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
形司忌	金利先物	1, 245	0	0
取引所	金利オプション	_	_	_
	金利先渡契約	_	_	_
古話	金利スワップ	164	△8	△8
店頭	金利オプション	_	_	_
	その他	_	_	_
	合計		△8	△8

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	_	_	_
4X 71 171	通貨オプション	_	_	_
	通貨スワップ	9, 289	14	14
店頭	為替予約	25, 517	△16	△16
冶 與	通貨オプション	126, 919	0	27
	その他	_	_	_
	合計		Δ1	25

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づき、ヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

- (3) 株式関連取引(平成17年9月30日現在) 該当事項はありません。
- (4) 債券関連取引(平成17年9月30日現在) 該当事項はありません。
- (5) 商品関連取引(平成17年9月30日現在) 該当事項はありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成17年9月30日現在) 該当事項はありません。

Ⅱ 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
版訂訴	金利先物	_	_	_
以りかり	取引所金利オプション	_	_	_
	金利先渡契約	_	_	_
店頭	金利スワップ	26, 415	81	81
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	金利オプション	_	_	_
	その他	4, 586		20
	合計		81	101

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	_	_	_
4X 51 171	通貨オプション	_		_
	通貨スワップ	48, 110	147	147
店頭	為替予約	33, 676	246	246
卢 與	通貨オプション	121, 327	_	△7
	その他	_		_
	合計		393	386

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づき、ヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

- (3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在) 該当事項はありません。
- (4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在) 該当事項はありません。
- (5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在) 該当事項はありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在) 該当事項はありません。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容及び利用目的・取組方針

当行は、デリバティブ取引として、金利関連では金利スワップ等を、通貨関連では為替予約や 通貨スワップ、通貨オプション等を、債券関連では債券先物、債券店頭オプション等を行ってお ります。

これらは取引先の要望に応えるため取組むものと、当行自体の資産・負債の総合管理(ALM)の一環として、金利リスクを軽減するためのヘッジを目的に取組むものが殆どとなっております。この他、短期の値鞘獲得等を目的とした取引(トレーディング取引)として取組むこともありますが、そのポジションは極めて少額であるとともに、投機性の高いレバレッジ取引等は行っておりません。

なお、ヘッジ会計の適用に際しては、「金融商品会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等に基づき、行内基準を制定し、ヘッジ手段やヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等を明確にした上で取組んでおります。

(2) リスクの内容及びリスク管理体制

当行が扱うデリバティブ取引の主なリスクとしては、取引先の契約不履行に係るリスクである「信用リスク」と対象取引の市場価格の変動に係るリスクである「市場リスク」があります。

これらのリスクを管理するため、「リスク管理に関する基本方針」を制定し、約定を行う部署 (フロントオフィス)と事務・リスク管理を行う部署(バック・ミドルオフィス)を明確に分離して おります。また、平成17年10月にリスクの統合管理部署としてリスク統括部を設置いたしました。

「信用リスク」の管理としては、審査担当部署の承認を基本として、格付等を参考に与信枠を設定し、特定の取引先への取引集中を避けるなどして信用リスクの分散化を図っております。また、信用リスク相当額は、国際統一基準に基づく自己資本比率算出上のカレント・エクスポージャー方式により定期的に把握しており、平成18年3月末時点では61億円であります。

また、「市場リスク」の管理としては、取引担当部署、取引種類毎に取引基準を設定し、リスク管理担当者による取引基準の遵守状況チェックや日次でのポジション及び評価損益の把握を行うとともに、毎月末時点でのポジションや評価損益等の状況を経営層へ報告する体制となっております。

(3) 定量的情報に関する補足説明

「契約額等(想定元本)」はデリバティブ取引における名目上の契約額または計算上想定している元本であり、その金額自体がデリバティブ取引のリスクを表わすものではありません。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	金利先物		(日月日)		
	元建				
取引所		_	_	_	_
	金利オプション	_	_	_	_
	売建	_	_	_	_
	買建	_			_
	金利先渡契約	_	_	_	_
	売建		_	_	_
	買建	_	_	_	_
	金利スワップ	18, 509	18, 509	50	50
	受取固定・支払変動	9, 473	9, 473	△79	△79
	受取変動・支払固定	9, 035	9, 035	129	129
店頭	受取変動・支払変動		_	_	
	金利オプション	_	_	_	_
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
	その他	3, 584	3, 584	_	14
	売建	1, 792	1, 792	△20	8
	買建	1, 792	1, 792	20	6
	合計			50	64

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。 なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士 協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記 記載から除いております。

2 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成18年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	通貨先物	_	_	_	_
	売建	_	_	_	_
取引所	買建	_	_	_	_
以りかり	通貨オプション	_	_	_	_
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
	通貨スワップ	21, 439	21, 439	49	49
	為替予約	30, 856	_	86	86
	売建	15, 618	_	22	22
	買建	15, 238	_	63	63
店頭	通貨オプション	110, 059	_	0	81
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	売建	55, 029	_	△629	86
	買建	55, 029	_	629	△5
	その他	_	_	_	_
	売建	_	<u> </u>	_	_
	買建			_	_
	合計			135	217

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計 士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外 貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されてい るもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いて おります。
 - 2 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。
 - (3) 株式関連取引(平成18年3月31日現在) 該当事項はありません。
 - (4) 債券関連取引(平成18年3月31日現在) 該当事項はありません。
 - (5) 商品関連取引(平成18年3月31日現在) 該当事項はありません。
 - (6) クレジットデリバティブ取引(平成18年3月31日現在) 該当事項はありません。
 - (ストックオプション等関係) 該当事項はありません。

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計(百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結(百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に 対する経常収益	58, 074	12, 230	31	70, 336	_	70, 336
(2) セグメント間の 内部経常収益	292	856	1, 145	2, 294	(2, 294)	_
計	58, 366	13, 086	1, 177	72, 631	(2, 294)	70, 336
経常費用	45, 623	12, 321	1, 138	59, 083	(2, 293)	56, 790
経常利益	12, 743	765	38	13, 547	(0)	13, 546

- (注) 1 業務区分は連結会社の業務の内容により区分しております。
 - 2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計(百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結(百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に 対する経常収益	67, 160	12, 781	30	79, 972	_	79, 972
(2) セグメント間の 内部経常収益	333	820	1, 120	2, 275	(2, 275)	_
計	67, 494	13, 602	1, 150	82, 247	(2, 275)	79, 972
経常費用	53, 059	12, 905	1, 107	67, 071	(2, 273)	64, 798
経常利益	14, 434	697	43	15, 175	(1)	15, 173

- (注) 1 業務区分は連結会社の業務の内容により区分しております。
 - 2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	銀行業務 (百万円)			消去又は 全社(百万円)	連結(百万円)	
経常収益						
(1) 外部顧客に 対する経常収益	117, 884	23, 714	60	141, 659	_	141, 659
(2) セグメント間の 内部経常収益	589	1, 696	2, 271	4, 557	(4, 557)	_
計	118, 473	25, 411	2, 332	146, 216	(4, 557)	141, 659
経常費用	84, 768	23, 915	2, 252	110, 935	(4, 567)	106, 368
経常利益	33, 705	1, 496	79	35, 281	10	35, 291

- (注) 1 業務区分は連結会社の業務の内容により区分しております。
 - 2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日) 当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) 前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地 別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日) 当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) 前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

海外経常収益がいずれも連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

			前中間連結会計期間		当中間連結会計期間		前連結会計年度
		(自	平成17年4月1日	(自	(自 平成18年4月1日		平成17年4月1日
		至	平成17年9月30日)	至	平成18年9月30日)	至	平成18年3月31日)
1株当たり純資産額	円		688. 27		741.34		756.61
1株当たり中間(当期)純 利益	円		14. 23		10.01		32. 08
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円				_		

(注)1 1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

			中間連結会計期間平成17年4月1日	当 (自	中間連結会計期間 平成18年4月1日	(自	前連結会計年度 平成17年4月1日
1株当たり中間(当期)		至	平成17年9月30日)	至	平成18年9月30日)	至	平成18年3月31日)
純利益	1						
中間(当期)純利益	百万円		7, 063		4, 987		15, 997
普通株主に帰属しない 金額	百万円		_		_		45
うち利益処分による 役員賞与金	百万円		_		_		45
普通株式に係る中間 (当期) 純利益	百万円		7, 063		4, 987		15, 952
普通株式の(中間)期 中平均株式数	千株		496, 296		498, 179		497, 214

2 なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 平成17年9月30日	当中間連結会計期間末 平成18年9月30日	前連結会計年度末 平成18年3月31日
純資産の部の合計額(百万円)		372, 703	-
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	_	3, 380	_
(うち少数株主持分)	_	3, 380	_
普通株式に係る中間期末の純資 産額(百万円)	_	369, 323	_
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(千株)	_	498, 181	_

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

		前中間会計期		当中間会計期		前事業年度 要約貸借対所	照表
区分	注記番号	(平成17年9月 金額(百万円)	構成比 (%)	(平成18年9月 金額(百万円)	構成比 (%)	(平成18年3月 金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)	留力		(/0 /		(/0 /		(/0 /
現金預け金		122, 394	2. 08	80, 767	1. 39	83, 217	1. 42
コールローン		35, 719	0.61	5, 541	0. 10	_	_
買入金銭債権		23, 666	0.40	26, 130	0.45	27, 845	0.47
商品有価証券		1, 781	0.03	2, 546	0.04	1, 893	0.03
金銭の信託		24, 447	0.41	21, 405	0. 37	19, 500	0. 33
有価証券	※ 1, 7	1, 965, 919	33. 37	1, 906, 931	32. 81	2, 025, 972	34. 54
貸出金	*2, 3, 4, 5, 6, 8	3, 665, 286	62. 23	3, 686, 965	63. 45	3, 646, 637	62. 16
外国為替	※ 6	2, 696	0.05	1, 690	0.03	2, 152	0.04
その他資産	※ 7	52, 808	0.90	61, 662	1.06	48, 274	0.82
動産不動産	※ 7, 10, 11, 13	72, 448	1. 23	_	_	71, 346	1. 22
有形固定資産	※ 10, 11, 13	_	_	67, 784	1. 17	_	_
無形固定資産		_	_	6, 540	0. 11	_	_
支払承諾見返		35, 563	0.60	29, 632	0. 51	32, 226	0. 55
貸倒引当金		△112 , 390	△1.91	△86 , 352	△1.49	△92, 972	△1.58
資産の部合計		5, 890, 341	100.00	5, 811, 244	100.00	5, 866, 092	100.00

		前中間会計期		当中間会計期	間末	前事業年度 要約貸借対所	照表
	沙雪	(平成17年9月		(平成18年9月		(平成18年3月	31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※ 7	5, 167, 049	87.72	5, 173, 951	89. 03	5, 168, 981	88. 11
譲渡性預金		58, 411	0.99	35, 328	0.61	43, 442	0.74
コールマネー	※ 7	133, 276	2. 26	102, 758	1.77	44, 554	0.76
債券貸借取引受入担保金	※ 7	40, 964	0.70	7, 661	0. 13	64, 918	1. 11
売渡手形	※ 7	_	_	_	_	37, 100	0.63
借用金	※ 12	39, 136	0.66	13, 592	0. 23	13, 614	0. 23
外国為替		429	0.01	535	0.01	418	0.01
その他負債	※ 7, 9	60, 696	1.03	34, 366	0. 59	39, 728	0.68
退職給付引当金		1, 605	0.03	1, 911	0.03	1, 789	0.03
繰延税金負債		2, 299	0.04	33, 691	0. 58	33, 233	0. 57
再評価に係る繰延税金負債	※ 13	11, 409	0. 19	12, 574	0. 22	13, 031	0. 22
支払承諾		35, 563	0.60	29, 632	0.51	32, 226	0. 55
負債の部合計		5, 550, 841	94. 23	5, 446, 003	93. 71	5, 493, 038	93. 64
(資本の部)							
資本金		48, 652	0.83	_	_	48, 652	0.83
資本剰余金		29, 234	0.49	_	_	29, 235	0.50
資本準備金		29, 114		_		29, 114	
その他資本剰余金		119		_		120	
利益剰余金		176, 420	3.00	_	_	183, 959	3. 13
利益準備金		43, 548		_		43, 548	
任意積立金		121, 122		_		121, 122	
中間(当期)未処分利益		11, 750		_		19, 289	
土地再評価差額金	※ 13	16, 901	0. 29	_	_	15, 090	0. 26
その他有価証券評価差額金		71, 874	1. 22	_	_	99, 767	1.70
自己株式		△3, 583	△0.06	_		△3, 650	△0.06
資本の部合計		339, 499	5. 77	_	_	373, 054	6. 36
負債及び資本の部合計		5, 890, 341	100.00	_	_	5, 866, 092	100.00

		前中間会計期		当中間会計期		前事業年度 要約貸借対所 (平成18年3月	照表
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
資本金		_	_	48, 652	0.84	_	_
資本剰余金		_	_	29, 236	0.50	_	_
資本準備金		_		29, 114		_	
その他資本剰余金		_		121		_	
利益剰余金		_	_	187, 619	3. 23	_	_
利益準備金				43, 548			
その他利益剰余金		_		144, 071		_	
圧縮記帳積立金		_		633		_	
別途積立金		_		130, 650		_	
繰越利益剰余金		_		12, 788		_	
自己株式		_	_	△3, 719	△0.06	_	_
株主資本合計		_	_	261, 789	4. 51		_
その他有価証券評価差額金		_	_	89, 051	1. 53	_	_
繰延ヘッジ損益		_	_	△12	△0.00	_	_
土地再評価差額金	※ 13	_	_	14, 413	0. 25	_	_
評価・換算差額等合計		_	_	103, 452	1. 78	_	_
純資産の部合計		_	_	365, 241	6. 29	_	_
負債及び純資産の部合計		_	_	5, 811, 244	100.00	_	_

② 【中間損益計算書】

		前中間会計類	期間	当中間会計類	朝間	前事業年度 要約損益計算	
		(自 平成17年4 至 平成17年9		(自 平成18年4 至 平成18年9		(自 平成17年4 至 平成18年3	月1日
区分	注記 番号	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		58, 243	100.00	67, 431	100.00	118, 226	100.00
資金運用収益		47, 745		49, 881		95, 642	
(うち貸出金利息)		(33, 253)		(33, 997)		(66, 575)	
(うち有価証券利息配当金)		(12, 779)		(14, 314)		(25, 836)	
信託報酬		_		_		0	
役務取引等収益		8, 451		9, 281		18, 006	
その他業務収益		407		598		963	
その他経常収益		1,638		7, 669		3, 614	
経常費用		45, 574	78. 25	53, 018	78. 63	84, 675	71. 62
資金調達費用		5, 322		6, 640		10, 880	
(うち預金利息)		(2, 404)		(3, 991)		(5, 046)	
役務取引等費用		2, 278		2, 291		4, 608	
その他業務費用		744		6, 695		2, 150	
営業経費	※ 1	28, 312		28, 647		55, 469	
その他経常費用	※ 2	8, 916		8, 743		11, 566	
経常利益		12, 668	21. 75	14, 412	21. 37	33, 551	28. 38
特別利益	※ 3	969	1. 66	45	0. 07	977	0.83
特別損失	※ 4, 5	1, 209	2.07	2, 385	3. 54	1, 390	1. 18
税引前中間(当期)純利益		12, 428	21. 34	12, 072	17. 90	33, 137	28. 03
法人税、住民税及び事業税		38	0.07	58	0. 09	47	0.04
法人税等調整額		5, 595	9. 61	7, 242	10. 74	17, 624	14. 91
中間(当期)純利益		6, 793	11. 66	4, 771	7. 07	15, 466	13. 08
前期繰越利益		4, 630		_		4, 630	
土地再評価差額金取崩額		325		_		438	
中間配当額		_		_		1, 245	
中間(当期)未処分利益		11, 750		_		19, 289	

③ 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金					
	貝平並	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計			
平成18年3月31日残高(百万円)	48, 652	29, 114	120	29, 235			
中間会計期間中の変動額							
剰余金の配当 (注)	_	_	_	_			
役員賞与 (注)	_	_	_	_			
圧縮記帳積立金の積立 (注)	_	_	_	_			
別途積立金の積立 (注)	_	_	_	_			
中間純利益	_	_	_	_			
自己株式の取得	_	_	_	_			
自己株式の処分	_	_	0	0			
土地再評価差額金の取崩	_	_	_	_			
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額(純額)			_	_			
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	_		0	0			
平成18年9月30日残高(百万円)	48, 652	29, 114	121	29, 236			

				株主資本			
		その他利益剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	利益準備金	圧縮記帳 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	合計		小工員 个目前
平成18年3月31日残高(百万円)	43, 548	472	120, 650	19, 289	183, 959	△3, 650	258, 197
中間会計期間中の変動額							
剰余金の配当 (注)	_	_	_	△1,743	△1,743	_	△1, 743
役員賞与 (注)	_	_	_	$\triangle 45$	△45	_	△45
圧縮記帳積立金の積立 (注)	_	160	_	△160	_	_	_
別途積立金の積立(注)	_	_	10,000	△10,000		_	_
中間純利益	_	_	_	4,771	4, 771	_	4, 771
自己株式の取得	_	_	_	_		△69	△69
自己株式の処分	_	_	_	_		1	1
土地再評価差額金の取崩	_	_	_	676	676	_	676
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額(純額)	_	_	_		_	_	_
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	_	160	10,000	△6, 501	3, 659	△68	3, 592
平成18年9月30日残高(百万円)	43, 548	633	130, 650	12, 788	187, 619	△3, 719	261, 789

	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
平成18年3月31日残高(百万円)	99, 767	_	15, 090	114, 857	373, 054
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)	_	_	_	_	△1,743
役員賞与 (注)	_	_	_	_	△45
圧縮記帳積立金の積立 (注)	_	_	_	_	
別途積立金の積立 (注)	_	_	_	_	
中間純利益	_	_	_	_	4, 771
自己株式の取得	_	_	_	_	△69
自己株式の処分	_	_	_	_	1
土地再評価差額金の取崩	_	_	_	_	676
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額(純額)	△10, 715	△12	△676	△11, 404	△11, 404
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△10, 715	△12	△676	△11, 404	△7, 812
平成18年9月30日残高(百万円)	89, 051	△12	14, 413	103, 452	365, 241

⁽注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) 至 平成18年9月30日) 至 平成18年9月30日) 至 平成18年3月30日) 1 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	月1日 月31日) 一価は、加 漬券による子 法による子 は では では で で で で で で で で で で で で で で で
至 平成17年9月30日) 至 平成18年9月30日) 至 平成18年3 1 商品有価証券の評価は、 同左	平価は、満 賃券につい まによる償 法)、子会 には移動平 5法、その
価基準及び評価方法 時価法 (売却原価は移動平 均法により算定)により行っております。 2 有価証券の評価基 準及び評価方法 (1) 有価証券の評価は、満 期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に 間決算日の市場価格等に 間決算日の市場価格等に 間決算日の市場価格等に (1) 有価証券の評価は、満 明保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に 第日の市場価格等に 第日の市場価格	賃券についによる償法)、子会は移動平Б法、その
均法により算定)により行っております。 2 有価証券の評価基 (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に 間決算日の市場価格等に (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に 第日の市場価格等に 第日の市場価格等に 第日の市場価格	賃券についによる償法)、子会は移動平5法、その
つております。 2 有価証券の評価基 (1) 有価証券の評価は、満 (1) 有価証券の評価は、満 期保有目的の債券につい ては移動平均法による償 却原価法(定額法)、子会 社株式については移動平 均法による原価法、その 他有価証券のうち時価の あるものについては、中 間決算日の市場価格等に 間決算日の市場価格等に (1) 有価証券の評価は、満 (1) 有価証券の評価は、満 知保有目的の債券につい 期保有目的の債券につい は移動平均法による償 却原価法(定額法)、子会 対原価法(定額法)、子会 社株式については移動平 対法による原価法、その 他有価証券のうち時価の 他有価証券のうち時価の あるものについては、中 間決算日の市場価格等に 第日の市場価格	賃券についによる償法)、子会は移動平5法、その
2 有価証券の評価基 準及び評価方法 期保有目的の債券につい では移動平均法による償 却原価法(定額法)、子会 社株式については移動平 均法による原価法、その 他有価証券のうち時価の あるものについては、中 間決算日の市場価格等に (1) 有価証券の評価は、満 期保有目的の債券につい では移動平均法による償 却原価法(定額法)、子会 社株式については移動平 均法による原価法、その 他有価証券のうち時価の あるものについては、中 間決算日の市場価格等に (1) 有価証券の評価は、満 期保有目的の債券につい では移動平均法による償 却原価法(定額法)、子会 社株式については移動平 均法による原価法、その 他有価証券のうち時価の あるものについては、中 間決算日の市場価格等に (1) 有価証券の評価は、満 期保有目的の債券につい なは移動平均法による償 却原価法(定額法)、子会 社株式については移動平 均法による原価法、その 他有価証券のうち時価の あるものについては、中 間決算日の市場価格等に 第日の市場価格等に	賃券についによる償法)、子会は移動平Б法、その
準及び評価方法 期保有目的の債券につい ては移動平均法による償 お原価法(定額法)、子会 対原価法(定額法)、子会 社株式については移動平 均法による原価法、その 他有価証券のうち時価の あるものについては、中 間決算日の市場価格等に 期保有目的の債券につい	香券につい たによる償 法)、子会 には移動平 話法、その
では移動平均法による償却原価法(定額法)、子会 社株式については移動平 均法による原価法、その 他有価証券のうち時価の あるものについては、中間決算日の市場価格等に では移動平均法による償却原価法(定額法)、子会 対原価法(定額法)、子会 社株式については移動平 対法による原価法、その 他有価証券のうち時価の あるものについては、中間決算日の市場価格等に では移動平均法 対法による原価法、その 地技による原価法、その 他有価証券のうち時価の あるものについては、中間決算日の市場価格等に では移動平均法 対法による原価法、その 均法による原価と 地有価証券のうち時価の あるものについては、中間決算日の市場価格等に では移動平均法 対法による原価法、その 地有価証券のうち時価の あるものについては、中間決算日の市場価格等に では移動平均法 対法による原価法(定額法)、子会 対法による原価法、その 地有価証券のうち時価の あるものについては、中間決算日の市場価格等に	による償 法)、子会 には移動平 f法、その
お原価法(定額法)、子会 お原価法(定額法)、子会 お原価法(定額法)、子会 社株式については移動平 社株式については移動平 対法による原価法、その 地有価証券のうち時価の 他有価証券のうち時価の あるものについては、中 間決算日の市場価格等に 間決算日の市場価格等に 第日の市場価格	法)、子会 には移動平 5法、その
社株式については移動平	に移動平 5法、その
均法による原価法、その	話、その
他有価証券のうち時価の 他有価証券のうち時価の 他有価証券のうち時価の あるものについては、中 あるものについては、中 あるものについ間決算日の市場価格等に 間決算日の市場価格等に 算日の市場価格	•
あるものについては、中 あるものについては、中 あるものについ 間決算日の市場価格等に 間決算日の市場価格等に 算日の市場価格	ち時価の
間決算日の市場価格等に 間決算日の市場価格等に 算日の市場価格	
	· ·
基づく時価法(売却原価 基づく時価法(売却原価 く時価法(売却	
は主として移動平均法には主として移動平均法にとして移動平均	
より算定)、時価のない より算定)、時価のない 算定)、時価の	
ものについては、移動平 ものについては、移動平 については、移	
均法による原価法又は償 均法による原価法又は償 による原価法又	
却原価法により行ってお 却原価法により行ってお 価法により行っ	っておりま
ります。 ります。 す。	t
なお、その他有価証券 なお、その他有価証券 なお、その他	
の評価差額については、の評価差額については、の評価差額については、の評価差額については、	-
原則として全部資本直入 原則として全部純資産直 原則として全部	
法により処理しておりま 入法により処理しており 法により処理し す。 ます。 す。 す。	ておりま
(2) 金銭の信託において信 (2) 有価証券運用を主目的 (2) 同左	
に財産を構成している有 とする単独運用の金銭の	
価証券の評価は、運用目 信託において信託財産と	
的の金銭の信託についてして運用されている有価	
は時価法、その他の金銭 証券の評価は、時価法に	
の信託については上記しより行っております。	
(1)のうちのその他有価	
証券と同じ方法により行	
っております。	
3 デリバティブ取引 デリバティブ取引の評価 同左 同左	
の評価基準及び評価は、時価法により行ってお	
方法ります。	
4 固定資産の減価償 (1) 動産不動産 (1) 有形固定資産 (1) 動産不動産	
却の方法 動産不動産は、定率法 有形固定資産は、定率 動産不動産は	1、定率法
を採用し、年間減価償却 法を採用し、年間減価償 を採用しており	ます。
費見積額を期間により按 却費見積額を期間により なお、主な耐	押年数は
分し計上しております。 按分し計上しておりま 次のとおりであ	っります。
なお、主な耐用年数は す。 建物:6年~	-50年
次のとおりであります。 なお、主な耐用年数は 動産:3年~	-20年
建物:6年~50年 次のとおりであります。	
動産:3年~20年 建物:6年~50年	
動産:3年~20年	

	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
	(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(2) ソフトウェア	(2) 無形固定資産	(2) ソフトウェア
	自社利用のソフトウェ	無形固定資産の減価償	自社利用のソフトウェ
	アについては、行内にお	却は、定額法により償却	アについては、行内にお
	ける利用可能期間(5年)	しております。なお、自	ける利用可能期間(5年)
	に基づく定額法により償	社利用のソフトウェアに	に基づく定額法により償
	却しております。	ついては、行内における	却しております。
	A C (40 9 & 9 0	利用可能期間(5年)に	
		基づいて償却しておりま	
		本が、で質がしておりよう。	
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金		(1) 貸倒引当金
0 月目並の町工産中	貸倒引当金は、予め定	(1) 負倒引当金 (1) 負倒引当金は、予め定	(1) 負倒引当金 (1) 負倒引当金は、予め定
	めている償却・引当基準	めている償却・引当基準	めている償却・引当基準
	に則り、次のとおり計上	に則り、次のとおり計上	に則り、次のとおり計上
	しております。	しております。	しております。
	「銀行等金融機関の資	破産、特別清算等法的	破産、特別清算等法的
	産の自己査定に係る内部	に経営破綻の事実が発生	に経営破綻の事実が発生
	統制の検証並びに貸倒償	している債務者(以下、	している債務者(以下、
	却及び貸倒引当金の監査	「破綻先」という。)に	「破綻先」という。)に
	に関する実務指針」(日本の記念	係る債権及びそれと同等	係る債権及びそれと同等
	本公認会計士協会銀行等	の状況にある債務者(以	の状況にある債務者(以
	監査特別委員会報告第4	下、「実質破綻先」とい	下、「実質破綻先」とい
	号)に規定する正常先債	う。)に係る債権につい	う。)に係る債権につい
	権及び要注意先債権に相	ては、債権額から担保の	ては、債権額から担保の
	当する債権については、	処分可能見込額及び保証	処分可能見込額及び保証
	一定の種類毎に分類し、	による回収可能見込額を	による回収可能見込額を
	過去の一定期間における	控除し、その残額を計上	控除し、その残額を計上
	各々の貸倒実績から算出	しております。また、現	しております。また、現
	した貸倒実績率等に基づ	在は経営破綻の状況にな	在は経営破綻の状況にな
	き引き当てております。	いが、今後経営破綻に陥	いが、今後経営破綻に陥
	破綻懸念先債権に相当す	る可能性が大きいと認め	る可能性が大きいと認め
	る債権については、債権	られる債務者(以下、	られる債務者(以下、
	額から担保の処分可能見	「破綻懸念先」とい	「破綻懸念先」とい
	込額及び保証による回収	う。)に係る債権につい	う。)に係る債権につい
	可能見込額を控除し、そ	ては、債権額から担保の	ては、債権額から担保の
	の残額のうち必要と認め	処分可能見込額及び保証	処分可能見込額及び保証
	る額を引き当てておりま	による回収可能見込額を	による回収可能見込額を
	す。破綻先債権及び実質	控除し、その残額のう	控除し、その残額のう
	破綻先債権に相当する債	ち、債務者の支払能力等	ち、債務者の支払能力等
	権については、債権額か	を総合的に判断し必要と	を総合的に判断し必要と
	ら、担保の処分可能見込	認める額を計上しており	認める額を計上しており
	額及び保証による回収可	ます。	ます。
	能見込額を控除した残額	貸出条件緩和債権等を	貸出条件緩和債権等を
	を引き当てております。	有する債務者で与信額が	有する債務者で与信額が
	特定海外債権について	一定額以上の大口債務者	一定額以上の大口債務者
	は、対象国の政治経済情	のうち、債権の元本の回	のうち、債権の元本の回
	勢等に起因して生ずる損	収及び利息の受取りに係	収及び利息の受取りに係
	失見込額を特定海外債権	るキャッシュ・フローを	るキャッシュ・フローを

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成18年4月1日	(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	至 平成18年9月30日)	
引当勘定として引き当て	合理的に見積もることが	合理的に見積もることが
ております。	できる債権については、	できる債権については、
すべての債権は、資産	当該キャッシュ・フロー	当該キャッシュ・フロー
の自己査定基準に基づ	を貸出条件緩和実施前の	を貸出条件緩和実施前の
き、営業関連部署が資産	約定利子率で割引いた金	約定利子率で割引いた金額に係りの
査定を実施し、当該部署	額と債権の帳簿価額との	額と債権の帳簿価額との
から独立した資産監査部 署が査定結果を監査して	差額を貸倒引当金とする	差額を貸倒引当金とする
	方法(キャッシュ・フロ ー見積法)により引き当	方法(キャッシュ・フロ
おり、その査定結果に基		一見積法。以下「DCF
づいて上記の引き当てを	てております。上記以外の集体については、過去	法」という。)により引き キャファン カオオー トラ
行っております。	の債権については、過去 の一定期間における貸倒	き当てております。上記
	/	以外の債権については、 過去の一定期間における
	実績から算出した貸倒実	適去の一定期間における 貸倒実績から算出した貸
	績率等に基づき計上して おります。	質倒夫額から昇田した質 倒実績率等に基づき計上
	ー わりょり。 すべての債権は、資産	田夫碩学寺に基づさ計上 しております。特定海外
	の自己査定基準に基づ	
	き、営業関連部署が資産	債権については、対象国 の政治経済情勢等に起因
		して生ずる損失見込額を
	査定を実施し、当該部署	
	から独立した資産監査部	特定海外債権引当勘定と
	署が査定結果を監査して	して引き当てておりま
	おり、その査定結果に基	す。
	づいて上記の引き当てを	すべての債権は、資産
	行っております。	の自己査定基準に基づ
		き、営業関連部署が資産 査定を実施し、当該部署
		金足を美施し、当該部者 から独立した資産監査部
		署が査定結果を監査して
		おり、その査定結果に基 づいて上記の引き当てを
		行っております。
		また、当事業年度よ
		り、平成15年2月24日に
		公表された日本公認会計 士協会「銀行等金融機関
		において貸倒引当金の計 上方法としてキャッシ
		エカ伝としてキャッシュ・フロー見積法(DC
		ユ・ノロー兄傾伝(DC F法)が採用されている
		場合の監査上の留意事
		場合の監査上の留息事 項」等の趣旨を踏まえた
		リーラの趣画を踏まえた 上記DCF法を適用した
		ことに伴い、経常利益及
		び税引前当期純利益は、
		び焼打削ヨ耕杷利益は、 従来の方法によった場合
		に比べ、649百万円減少
1		しております。

	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
	(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1日	
	至 平成17年9月30日)	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
	(2) 退職給付引当金	(2) 退職給付引当金	(2) 退職給付引当金
	退職給付引当金は、従	同左	退職給付引当金は、従
	業員の退職給付に備える		業員の退職給付に備える
	ため、当事業年度末にお		ため、当事業年度末にお
	ける退職給付債務及び年		ける退職給付債務及び年
	金資産の見込額に基づ		金資産の見込額に基づ
	き、当中間会計期間末に		き、必要額を計上してお
	おいて発生していると認		ります。また、過去勤務
	められる額を計上してお		債務及び数理計算上の差
	ります。また、過去勤務		異の費用処理方法は以下
	債務及び数理計算上の差		のとおりであります。
	異の費用処理方法は以下		過去勤務債務:
	のとおりであります。		その発生年度の従業
	過去勤務債務:		員の平均残存勤務期
	その発生年度の従業		間内の一定の年数
	員の平均残存勤務期		(10年)による定額法
	間内の一定の年数		により損益処理
	(10年)による定額法		数理計算上の差異:
	により損益処理		各発生年度の従業員
	数理計算上の差異:		の平均残存勤務期間
	各発生年度の従業員		内の一定の年数(10
	の平均残存勤務期間		年)による定額法に
	内の一定の年数(10		より按分した額を、
	年)による定額法に		それぞれ発生の翌事
	より按分した額を、		業年度から損益処理
	それぞれ発生の翌事		
	業年度から損益処理		
6 外貨建て資産及び	外貨建資産・負債及び海	同左	外貨建資産・負債及び海
負債の本邦通貨への	外支店勘定については、取		外支店勘定は、取得時の為
換算基準	得時の為替相場による円換		替相場による円換算額を付
	算額を付す子会社株式を除		す子会社株式を除き、主と
	き、中間決算日の為替相場		して決算日の為替相場によ
	による円換算額を付してお		る円換算額を付しておりま
	ります。		す。
7 リース取引の処理	リース物件の所有権が借	同左	同左
方法	主に移転すると認められる		
	もの以外のファイナンス・		
	リース取引については、通		
	常の賃貸借取引に準じた会		
	計処理によっております。		

	公市租入利用租	V 中間 ◆到 田間	辛事 类左连
	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日	前事業年度 (自 平成17年4月1日
	至 平成17年9月30日)	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
8 ヘッジ会計の方法	(イ) 金利リスク・ヘッジ	(イ) 金利リスク・ヘッジ	(イ) 金利リスク・ヘッジ
	金融資産・負債から生	同左	同左
	じる金利リスクに対する	1. 4	1.92
	ヘッジ会計の方法は、		
	「銀行業における金融商		
	品会計基準適用に関する		
	会計上及び監査上の取扱		
	い」(日本公認会計士協		
	会業種別監査委員会報告		
	第24号)に規定する繰延		
	ヘッジによっておりま		
	す。ヘッジ有効性評価の		
	方法については、相場変		
	動を相殺するヘッジにつ		
	いて、ヘッジ対象となる		
	預金・貸出金等とヘッジ		
	手段である金利スワップ		
	取引等を一定の残存期間		
	毎にグルーピングのうえ		
	特定し評価しておりま		
	す。		
	また、一部の資産・負		
	債については、金利スワ		
	ップの特例処理を行って		
	おります。		
	(ロ) 為替変動リスク・ヘ	(ロ) 為替変動リスク・ヘ	(ロ) 為替変動リスク・ヘ
	ッジ	ッジ	ッジ
	外貨建金融資産・負債	同左	同左
	から生じる為替変動リス		
	クに対するヘッジ会計の		
	方法は、「銀行業におけ		
	る外貨建取引等の会計処		
	理に関する会計上及び監		
	査上の取扱い」(日本公		
	認会計士協会業種別監査		
	委員会報告第25号) に規		
	定する繰延ヘッジによっ		
	ております。		
	ヘッジ有効性評価の方		
	法については、外貨建金		
	銭債権債務等の為替変動		
	リスクを減殺する目的で		
	行う通貨スワップ取引及		
	び為替スワップ取引等を		
	ヘッジ手段とし、ヘッジ		
	対象である外貨建金銭債		
	権債務等に見合うヘッジ		

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	手段の外貨ポジション相 当額が存在することを確 認することによりヘッジ の有効性を評価しており ます。		
9 消費税等の会計処 理	消費税及び地方消費税の 会計処理は、税抜方式によ っております。	同左	同左

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
(固定資産の減損に係る会計基準)	<u> </u>	(固定資産の減損に係る会計基準)
固定資産の減損に係る会計基準		固定資産の減損に係る会計基準
(「固定資産の減損に係る会計基準		(「固定資産の減損に係る会計基準
準の設定に関する意見書」(企業		準の設定に関する意見書」(企業
会計審議会平成14年8月9日))		会計審議会平成14年8月9日))
及び「固定資産の減損に係る会計		及び「固定資産の減損に係る会計
基準の適用指針」(企業会計基準		基準の適用指針」(企業会計基準
適用指針第6号平成15年10月31		適用指針第6号平成15年10月31
日)を当中間会計期間から適用し		日)を当事業年度から適用してお
ております。これにより税引前中		ります。これにより税引前当期純
間純利益は1,050百万円減少してお		利益は1,061百万円減少しておりま
ります。		す。
なお、銀行業においては、「銀		なお、銀行業においては、「銀
行法施行規則」(昭和57年大蔵省		行法施行規則」(昭和57年大蔵省
令第10号)に基づき減価償却累計		令第10号)に基づき減価償却累計
額を直接控除により表示している		額を直接控除により表示している
ため、減損損失累計額につきまし		ため、減損損失累計額につきまし
ては、各資産の金額から直接控除		ては、各資産の金額から直接控除
しております。		しております。
	 (貸借対照表の純資産の部の表示に	
	関する会計基準)	
	「貸借対照表の純資産の部の表	
	示に関する会計基準」(企業会計	
	基準第5号平成17年12月9日)及	
	び「貸借対照表の純資産の部の表	
	示に関する会計基準等の適用指	
	針」(企業会計基準適用指針第8	
	号平成17年12月9日)を当中間会	
	計期間から適用しております。	
	当中間会計期間末における従来	
	の「資本の部」に相当する金額は	
	365,254百万円であります。	
	なお、当中間会計期間における	
	中間貸借対照表の純資産の部につ	
	いては、中間財務諸表等規則及び	
	銀行法施行規則の改正に伴い、改	
	正後の中間財務諸表等規則及び銀	
	行法施行規則により作成しており	
	ます。	
	<u> </u>	

表示方法の変更

前中間会計期間	当中間会計期間
(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1日
至 平成17年9月30日)	至 平成18年9月30日)
	「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別
	紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣
	府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改
	正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から
	適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期
	間から以下のとおり表示を変更しております。
	(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立
	金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰
	余金」の「圧縮記帳積立金」、「別途積立金」及
	び「繰越利益剰余金」として表示しております。
	(2) 純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含
	めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価
	差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等
	の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しておりま
	す。
	(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定
	資産」又は「その他資産」に区分して表示してお
	ります。
	(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェ
	アは、「無形固定資産」に含めて表示しておりま
	す。

注記事項

(中間貸借対照表関係) 前中間会計期間末 当中間会計期間末 前事業年度末 (平成17年9月30日) (平成18年9月30日) (平成18年3月31日) **※** 1 子会社の株式(及び出資額)総 **※** 1 関係会社の株式(及び出資額) **※** 1 子会社の株式(及び出資額)総 2,075 百万円 総額 2,855百万円 貊 2,855百万円 額 なお、本項の子会社は、銀行 なお、本項の子会社は、銀行 法第2条第8項に規定する子会 法第2条第8項に規定する子会 社であります。 社であります。 ※2 貸出金のうち、破綻先債権額 ※2 貸出金のうち、破綻先債権額 ※2 貸出金のうち、破綻先債権額 は6,755百万円、延滞債権額は は7,089百万円、延滞債権額は は7,545百万円、延滞債権額は 148,128百万円であります。 119,207百万円であります。 125,470百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本 なお、破綻先債権とは、元本 なお、破綻先債権とは、元本 又は利息の支払の遅延が相当期 又は利息の支払の遅延が相当期 又は利息の支払の遅延が相当期 間継続していることその他の事 間継続していることその他の事 間継続していることその他の事 由により元本又は利息の取立て 由により元本又は利息の取立て 由により元本又は利息の取立て 又は弁済の見込みがないものと 又は弁済の見込みがないものと 又は弁済の見込みがないものと して未収利息を計上しなかった して未収利息を計上しなかった して未収利息を計上しなかった 貸出金(貸倒償却を行った部分 貸出金(貸倒償却を行った部分 貸出金(貸倒償却を行った部分 を除く。以下「未収利息不計上 を除く。以下「未収利息不計上 を除く。以下「未収利息不計上 貸出金」という。)のうち、法 貸出金」という。)のうち、法 貸出金」という。)のうち、法 人税法施行令(昭和40年政令第 人税法施行令(昭和40年政令第 人税法施行令(昭和40年政令第 97号) 第96条第1項第3号のイ 97号) 第96条第1項第3号のイ 97号) 第96条第1項第3号のイ からホまでに掲げる事由又は同 からホまでに掲げる事由又は同 からホまでに掲げる事由又は同 項第4号に規定する事由が生じ 項第4号に規定する事由が生じ 項第4号に規定する事由が生じ ている貸出金であります。 ている貸出金であります。 ている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延 滞債権額は2,735百万円であり ます。

> なお、3ヵ月以上延滞債権と は、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3月以上遅延 している貸出金で破綻先債権及 び延滞債権に該当しないもので あります。

息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延 滞債権額は1,123百万円であり ます。

> なお、3ヵ月以上延滞債権と は、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3月以上遅延 している貸出金で破綻先債権及 び延滞債権に該当しないもので あります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延 滞債権額は2,671百万円であり ます。

> なお、3ヵ月以上延滞債権と は、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3月以上遅延 している貸出金で破綻先債権及 び延滞債権に該当しないもので あります。

当中間会計期間末 (平成18年9月30日) 前事業年度末 (平成18年3月31日)

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は50,643百万円であります。

> なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3ヵ月以上延滞債権に 該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 208,262百万円であります。

> なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、78,378百万円であります。 ※4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は52,854百万円であります。

> なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3ヵ月以上延滞債権に 該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 180,274百万円であります。

> なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、78,955百万円であります。 ※4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は42,811百万円でありま す。

> なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3ヵ月以上延滞債権に 該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 178,498百万円であります。

> なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、82,223百万円であります。

当中間会計期間末 (平成18年9月30日) 前事業年度末 (平成18年3月31日)

※7 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

有価証券 316,170百万円 担保資産に対応する債務

預金 27,664百万円 コールマネー 43,276百万円 債券貸借取引受入担保金

40,964百万円

その他負債 220百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証拠 金等の代用として、有価証券 77,959百万円を差し入れており ます。

また、動産不動産のうち保証 金権利金は2,158百万円であり ます。

なお、手形の再割引は、業種 別監査委員会報告第24号に基づ き金融取引として処理しており ますが、当中間会計期間末にお ける残高はありません。

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約に係る融資未実行残高は、1,203,428百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,176,255百万円ありま

※7 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

有価証券 285,468百万円 担保資産に対応する債務

預金 7,956百万円コールマネー 48,211百万円債券貸借取引受入担保金

7,661百万円

その他負債 329百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証拠 金等の代用として、有価証券 74,086百万円及びその他資産 0百万円を差し入れておりま す。

また、その他資産のうち保証金は1,451百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種 別監査委員会報告第24号に基づ き金融取引として処理しており ますが、当中間会計期間末にお ける残高はありません。

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がなを貸付けることを約する契約で係る融資未実行残高は、1,108,268百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,076,395百万円あります。

※7 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

有価証券 342,183百万円 担保資産に対応する債務

預金 29,012百万円 コールマネー 43,379百万円 売渡手形 37,100百万円 債券貸借取引受入担保金

64,918百万円

その他負債 122百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証拠 金等の代用として、有価証券 76,051百万円及びその他資産 0百万円を差し入れておりま す。

なお、手形の再割引は、業種 別監査委員会報告第24号に基づ き金融取引として処理しており ますが、当事業年度末における 残高はありません。

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約に係る融資未実行残高は、1,184,471百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,153,285百万円あります。

当中間会計期間末 (平成18年9月30日) 前事業年度末 (平成18年3月31日)

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行の将 来のキャッシュ・フローに影響 を与えるものではありません。 これらの契約の多くには、金融 情勢の変化、債権の保全及びそ の他相当の事由があるときは、 当行が実行申し込みを受けた融 資の拒絶又は契約極度額の減額 をすることができる旨の条項が 付けられております。また、契 約時において必要に応じて不動 産・有価証券等の担保を徴求す るほか、契約後も定期的に(半 年毎に)予め定めている行内手 続に基づき顧客の業況等を把握 し、必要に応じて契約の見直 し、与信保全上の措置等を講じ ております。

※9 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は55百万円、繰延ヘッジ利益の総額は109百万円であります。

※10 動産不動産の減価償却累計額57,802百万円

※11 動産不動産の圧縮記帳額4,221百万円

(当中間会計期間圧縮記帳額

-百万円)

※12 借用金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入 金38,500百万円が含まれており ます。

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行の将 来のキャッシュ・フローに影響 を与えるものではありません。 これらの契約の多くには、金融 情勢の変化、債権の保全及びそ の他相当の事由があるときは、 当行が実行申し込みを受けた融 資の拒絶又は契約極度額の減額 をすることができる旨の条項が 付けられております。また、契 約時において必要に応じて不動 産・有価証券等の担保を徴求す るほか、契約後も定期的に(半 年毎に)予め定めている行内手 続に基づき顧客の業況等を把握 し、必要に応じて契約の見直 し、与信保全上の措置等を講じ ております。

※10 有形固定資産の減価償却累計額 58,510百万円

※11 有形固定資産の圧縮記帳額4,146百万円

(当中間会計期間圧縮記帳額

-百万円)

※12 借用金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入 金13,000百万円が含まれており ます。

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行の将 来のキャッシュ・フローに影響 を与えるものではありません。 これらの契約の多くには、金融 情勢の変化、債権の保全及びそ の他相当の事由があるときは、 当行が実行申し込みを受けた融 資の拒絶又は契約極度額の減額 をすることができる旨の条項が 付けられております。また、契 約時において必要に応じて不動 産・有価証券等の担保を徴求す るほか、契約後も定期的に(半 年毎に)予め定めている行内手 続に基づき顧客の業況等を把握 し、必要に応じて契約の見直 し、与信保全上の措置等を講じ ております。

- ※9 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は16百万円、繰延ヘッジ利益の総額は82百万円であります。
- ※10 動産不動産の減価償却累計額57,999百万円
- ※11 動産不動産の圧縮記帳額4,221百万円

(当事業年度圧縮記帳額

一百万円)

※12 借入金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入 金13,000百万円が含まれており ます。

(平成17年9月30日)(平成18年9月30日)※13 土地の再評価に関する法律※13 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税

34号)に基づき、事業用の土地 の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税 金相当額を「再評価に係る繰延 税金負債」として負債の部に計 上し、これを控除した金額を 「土地再評価差額金」として純

当中間会計期間末

再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める 再評価の方法

資産の部に計上しております。

土地の再評価に関する法 律施行令(平成10年3月31 日公布政令第119号)第2条 第4号に基づいて、路線価 に奥行価格補正等の合理的 な調整を行って算出。

前事業年度末 (平成18年3月31日)

※13 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第 34号)に基づき、事業用の土地 の再評価を行い、評価差額に公 いては、当該評価差額に係る税 金相当額を「再評価に係る繰延 税金負債」として負債の部に計 上し、これを控除した金額を 「土地再評価差額金」として資 本の部に計上しております。

> 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める 再評価の方法

土地の再評価に関する法 律施行令(平成10年3月31 日公布政令第119号)第2条 第4号に基づいて、路線価 に奥行価格補正等の合理的 な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

22,211百万円

金相当額を「再評価に係る繰延 税金負債」として負債の部に計 上し、これを控除した金額を 「土地再評価差額金」として資 本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める

再評価の方法

土地の再評価に関する法 律施行令(平成10年3月31 日公布政令第119号)第2条 第4号に基づいて、路線価 に奥行価格補正等の合理的 な調整を行って算出。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。

建物・動産 1,090百万円 その他 1,002百万円

※2 その他経常費用には、貸出金 償却 0百万円、貸倒引当金繰 入額6,939百万円、貸出債権売 却損790百万円及び株式等償却 136百万円を含んでおります。

※5 当中間会計期間において、以下の動産不動産について減損損失を計上しております。

(単位:百万円)

地域	主な用途	減損損失
	営業用店舗	806
w. E II . L	22ヶ所	000
群馬県内	遊休資産	40
	1ヶ所	40
	営業用店舗	21
群馬県外	1ヶ所	21
	遊休資産	181
	2ヶ所	101
合計		1,050

これらの営業用店舗等は、 営業キャッシュ・フローの低 下及び継続的な地価の下落に より、資産グループの帳簿価 額を回収可能価額まで減額 し、当該減少額を減損損失 (1,050百万円)として特別 損失に計上しております。

営業用店舗等については、 個別に継続的な収支の把握を 行っていることから原則とし て支店単位で、遊休資産につ いては各資産単位でグルーピ ングしております。また、本 当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。

建物・動産 1,379百万円 その他 1,031百万円

※2 その他経常費用には、貸倒引 当金繰入額7,616百万円、貸出 債権売却損163百万円及び株式 等償却428百万円を含んでおり ます。

※4 特別損失には、時間外割増賃 金等の遡及支払額1,177百万円 を含んでおります。

※5 当中間会計期間において、以下の有形固定資産について減損 損失を計上しております。

(単位:百万円)

	(112.	. D / 3 3/
地域	主な用途	減損損失
群馬県内	営業用店舗 2ヶ所	347
群馬県外	営業用店舗 1ヶ所	732
合計		1,079

これらの営業用店舗は、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,079百万円)として特別損失に計上しております。

営業用店舗については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから原則として支店単位で、遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、電算センター、寮・社宅、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。

建物・動産 2,438百万円 その他 2,028百万円

- ※2 その他経常費用には、貸出金 償却8百万円、貸倒引当金繰入 額8,244百万円、貸出債権売却 損1,171百万円及び株式等償却 136百万円を含んでおります。
- ※3 特別利益には、新年金制度 (基金型確定給付企業年金)移 行に伴う厚生年金基金の付加部 分清算益を含んでおります。

※5 当事業年度において、以下の 動産不動産について減損損失を 計上しております。

(単位:百万円)

	地域	主な用途	減損損失
		営業用店舗	906
	张 E 旧 上	22ヶ所	806
	群馬県内	遊休資産	40
		1ヶ所	40
		営業用店舗	33
	群馬県外	2ヶ所	33
		遊休資産	101
		2ヶ所	181
	合計		1,061

これらの営業用店舗等は、 営業キャッシュ・フローの低 下及び継続的な地価の下落に より、資産グループの帳簿価 額を回収可能価額まで減額 し、当該減少額を減損損失 (1,061百万円)として特別 損失に計上しております。

営業用店舗等については、 個別に継続的な収支の把握を 行っていることから原則とし て支店単位で、遊休資産につ いては各資産単位でグルーピ ングしております。また、本

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1日	(自 平成17年4月1日
至 平成17年9月30日)	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
部、電算センター、寮・社宅、	産としております。	部、電算センター、寮・社宅、
厚生施設等については独立した	なお、当中間会計期間におい	厚生施設等については独立した
キャッシュ・フローを生み出さ	て減損損失の測定に使用した回	キャッシュ・フローを生み出さ
ないことから共用資産としてお	収可能価額は正味売却価額であ	ないことから共用資産としてお
ります。	り、正味売却価額は主として不	ります。
なお、当中間会計期間におい	動産鑑定評価基準に基づいて算	なお、当事業年度において減
て減損損失の測定に使用した回	出しております。	損損失の測定に使用した回収可
収可能価額は正味売却価額であ		能価額は正味売却価額であり、
り、正味売却価額は主として不		正味売却価額は主として不動産
動産鑑定評価基準に基づいて算		鑑定評価基準に基づいて算出し
出しております。		ております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	6, 629	79	2	6, 706	注
合計	6, 629	79	2	6, 706	

⁽注) 自己株式の増加79千株は単元未満株式の買取りによる増加であり、自己株式の減少2千株は売却による減少であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 平成17年4月1日 平成17年9月30日)

- リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のフ ァイナンス・リース取引
 - ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間 会計期間末残高相当額 取得価額相当額

動産

2,971百万円

減価償却累計額相当額

1,967百万円 中間会計期間末残高相当額

1,003百万円

・未経過リース料中間会計期間末 残高相当額

1年内

595百万円

1年超 合計

512百万円 1,107百万円

・当中間会計期間の支払リース 料、減価償却費相当額及び支払 利息相当額

支払リース料 355百万円 減価償却費相当額 296百万円 支払利息相当額 47百万円

- ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によ っております。
- ・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の 取得価額相当額との差額を利息 相当額とし、各期への配分方法 については、利息法によってお ります。

リース資産に配分された減損損失 はありませんので、項目等の記載は 省略しております。

- 2 オペレーティング・リース取引
 - ・未経過リース料

1年内 49百万円 1年超 70百万円 合計 120百万円 当中間会計期間

- (自 平成18年4月1日
- 平成18年9月30日)
- リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のフ ァイナンス・リース取引
 - リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間 会計期間末残高相当額

取得価額相当額

動産

3,515百万円

減価償却累計額相当額

2,531百万円

中間会計期間末残高相当額

983百万円

・未経過リース料中間会計期間末 残高相当額

1年内

471百万円

1 年超

575百万円

合計 1,047百万円

・当中間会計期間の支払リース 料、減価償却費相当額及び支払 利息相当額

支払リース料 357百万円 減価償却費相当額 299百万円 支払利息相当額 38百万円

- ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によ っております。
- ・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の 取得価額相当額との差額を利息 相当額とし、各期への配分方法 については、利息法によってお ります。

リース資産に配分された減損損失 はありませんので、項目等の記載は 省略しております。

- 2 オペレーティング・リース取引
 - ・未経過リース料

1年内 51百万円 1年超 21百万円 合計 73百万円 前事業年度

(自 平成17年4月1日

平成18年3月31日)

- リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のフ ァイナンス・リース取引
 - リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び期末 残高相当額

取得価額相当額

動産

動産

3,137百万円

減価償却累計額相当額

2,267百万円

期末残高相当額

869百万円

・未経過リース料期末残高相当額

1年内

539百万円

1年超 413百万円 合計 953百万円

・当期の支払リース料、減価償却 費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 715百万円 減価償却費相当額 595百万円 支払利息相当額 86百万円

- 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によ っております。
- 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の 取得価額相当額との差額を利息 相当額とし、各期への配分方法 については、利息法によってお ります。

リース資産に配分された減損損失 はありませんので、項目等の記載は 省略しております。

- 2 オペレーティング・リース取引
 - ・未経過リース料

1年内 51百万円 1年超 47百万円 合計 99百万円

(有価証券関係)

- ○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
 - I 前中間会計期間末(平成17年9月30日現在)
 - Ⅱ 当中間会計期間末(平成18年9月30日現在)
 - Ⅲ 前事業年度末(平成18年3月31日現在)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【信託財産残高表】

資産					
科目	前中間会計期間末(平成17年9月30日) 当中間会計期間末(3			(平成18年9月30日)	
17 F	金額(百万円) 構成比(%)		金額(百万円)	構成比(%)	
信託受益権	42	100.00	27	100.00	
合計	42	100.00	27	100.00	

負債					
科目				(平成18年9月30日)	
作 日	金額(百万円) 構成比(%)		金額(百万円)	構成比(%)	
金銭信託	42	100.00	27	100.00	
合計	42	100.00	27	100.00	

- (注) 1 共同信託他社管理財産については、前中間会計期間末及び当中間会計期間末の取扱残高はありません。
 - 2 元本補てん契約のある信託については、前中間会計期間末及び当中間会計期間末の取扱残高はありません。

(3) 【その他】

中間配当

平成18年11月24日開催の取締役会において、第122期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額

1,494百万円

1株当たりの中間配当金

3円00銭

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第121期(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)平成18年6月29日関東財務局長 に提出。

(2) 臨時報告書

平成18年9月29日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成17年12月16日

株式会社 群 馬 銀 行 取 締 役 会 御 中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 山 本 禎 良 ⑩ 業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 山 内 正 彦 卿 業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社群馬銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社群馬銀行及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

[※] 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管している。

平成18年12月18日

株式会社 群 馬 銀 行 取 締 役 会 御 中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 麻 生 和 孝 印 業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 山 内 正 彦 卿 業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社群馬銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社群馬銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

[※] 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管している。

平成17年12月16日

株式会社 群 馬 銀 行 取 締 役 会 御 中

新日本監査法人

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社群馬銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第121期事業年度の中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当 監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損な うような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的 手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、 中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社群馬銀行の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

[※] 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管している。

平成18年12月18日

株式会社 群 馬 銀 行 取 締 役 会 御 中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 山 内 正 彦 卿 業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社群馬銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第122期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当 監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損な うような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的 手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、 中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社群馬銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

[※] 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管している。